

生活課題一覧(6.まちづくり)

分野	課題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局
		短期	中期	長期	短期	中期	長期		
1	6						○	日赤跡地の再開発については、再開発準備組合において新たな事業の枠組みを検討中であり、今後もこの状況を注視してまいります。市が直接、当該跡地に公共施設を建設する予定はありませんが、今後も再開発準備組合に対して、適切な助言を行ってまいります。	企画調整部 企画調整課
2	6						○	地域活動の拠点となる公共施設については、市町合併を機に全市的に再編を予定しています。今後は、地域バランスに配慮しつつ、必要性を十分考慮したうえで、施設の整備を検討していきます。また、市政への市民参画や市民協働をなお一層促進するため、市民の声を市政に反映できる体制づくりを引き続き検討していきます。	企画調整部 企画調整課
3	6						○	下水道事業は、市の重点施設のひとつとして、整備促進を図っているところであり平成14年度末で、下水道普及率が74%となっております。15年度以降の整備計画としましては、金足・下新城・新藤田・下北手松崎・新屋・浜田・四ツ小屋地区を重点的に幹線ほか面的な整備を下流側より順次実施してまいります。ご要望については詳細箇所が不明ですが、市道・官地については順次整備して参ります。また、私道整備につきましては下水道総務課へ私道申請の手続きが必要になりますので、お問い合わせください。	下水道部 下水道建設課
4	6	○						本市の生活排水処理施設の整備は、整備経費の比較により公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の整備地域を定めて行っており、名ヶ沢、八田、榑田地区は浄化槽整備地区、羽川地区は下水道整備地区としています。なお、羽川地区の平成15年度の1戸当たりの下水道建設経費は約1,498千円となっております。下水道整備の計画のない区域で浄化槽を設置する際には設置費用の負担が大きいことから、1基当たり375千円の助成制度を行っております。	下水道部 下水道総務課
5	6						○	現在約1万件の未水洗化世帯に対し、水洗化依頼文書及びアンケート葉書を送付中です。今後、返送されたアンケート葉書を基に戸別訪問による水洗化指導を実施し、未水洗化世帯が無くなるよう継続的に指導してまいります。	下水道部 下水道総務課

6	6	草生津川の整備と汚染改善について。 草生津川の河川敷は散歩など地区住民に多く利用されているが、川の汚染がひどい。それは、地域内の工場廃水や他地区(泉や外旭川など)からの下水の垂れ流し等が考えられる。それらの地区も含めて一日も早く下水道の整備の徹底を図っていただきたい。		○			○		泉と市街化区域内の外旭川地区につきましては、公道に関してほぼ整備済みであり、下水道総務課で水洗化実態調査を実施し下水道への切替工事の協力をよびかけている状況です。	下水道部 下水道建設課	
7	6	幹線道路の横断歩道には信号を付けてほしい(事故防止のため)。また、朝だけ通勤等で交通量が増える狭い道は、時間帯による一方通行の検討も必要かと思う。					○		交通規制の新設等については、県公安委員会の所管となっており、管轄する警察署で審査のうえ、上申することとなります。地域等からの交通規制関係の要望については、当課で現地確認のうえ、警察署へ要望しております。	市民生活部 生活課	
8	6	あるお年寄りから。横断歩道の白線が高くなっていて、つまづいて転んだ。白線を引く時に、その白線を削り取って新しく引いてほしい。					○		場所を特定していただければ、県公安委員会へお伝えします。	市民生活部 生活課	
9	6	高齢になると外を歩いても足が疲れるので町の道路脇に腰を下ろす場所があったら良い。					-	-	-	既存の歩道については、幅員が狭いことから、ベンチ等の構造物の設置は困難です。	建設部 道路建設課
10	6	17年度予定の南部中央線が開通すると交通量が増加することが予想できます。今でも沿線沿いの家はうるさくて窓が開けられないような状態なので開通するとどうなるのか心配です。また、信号も時間帯が短く危険であり排気ガスも気がかりです。大型車は産業道路を限定して通るなどの規制をお願いします。					-	-	-	都市計画道路・南部中央線全線は、新都市と国道7号秋田大橋までを連絡する、本市南西地区の交通網の基幹的な役割を果たす幹線道路です。 この道路の整備の目的は、地区内の交通サービスの向上はもとより、国道7号及び13号の交通負荷の軽減や慢性的な交通渋滞の緩和を図るなど広域的な整備効果を果たすことにあります。 したがって、幹線道路沿線においては、低層の住宅地内と同様の閑静な生活環境を維持することは困難であり、また、大型車を規制することも道路の性格上困難でありますので、ご理解願います。	建設部 道路建設課
11	6	南部中央線の交通量が多くなるばかりです。小学校の通学路にもなっており、横断(信号の時間が短い)するとき危ない。交通量、排気ガス等の調査をお願いしたい。					○			新都市から御野場ニュータウンに至る都市計画道路・南部中央線は秋田市などで施工しましたが、整備後の道路の維持管理については、主要地方道秋田御所野雄和線として県が管理しています。ご要望の交通量調査について、道路管理者である県にその旨申し伝えておきます。	建設部 道路建設課

12	6	豊岩バイパス道路の早期完成を願っている。1区間完成していないためトラック等の大型車の振動で困っています。					○		県道寺内新屋雄和線のうち、豊岩石田坂から中島地区までの約1,200m区間については、現在工事も順調に進んでおり、平成16年度の事業完了を目指し、事業の進捗を図っていると県から聞いています。	建設部 道路建設課
13	6	下浜地区に生活道路がほしい。集落を国道で二分されているので地域の集会等に参加ができない。特に高齢者の交流ができないている。(バイパスが必要)					○		国道7号秋田南バイパス以南の下浜地区について、同地区を縦断する国道7号には、狭隘な上に通学路となっている危険な箇所が点在しており、抜本的な解決策が早期に図られるよう、国土交通省に要望しています。	建設部 道路建設課
14	6	通学路の確保をお願いしたい。車道と歩道の区分を。						○	小学校が指定している通学路(市道)は約300kmあることから、すべての通学路に歩道を整備することは困難です。交通安全上歩道整備の必要性が高く、用地の無償提供が得られる箇所について、整備を実施してまいります。	建設部 道路建設課
15	6	車椅子で通行できるような歩道の整備。						○	新規に幹線道路を整備する際には、歩道を整備してまいります。また、既存の歩道のない道路、歩道の幅が狭く車いすの通行が困難な道路については、必要性が高く、用地の確保が可能な箇所について、整備を実施してまいります。	建設部 道路建設課
16	6	通学路が狭く(歩道無し)、歩行が困難。特に雨降りや雪道が危険。側溝部分の凹凸をなくす。						○	生活道路が通学路に指定されている箇所と思われますが、生活道路の拡幅整備は用地の無償提供が条件となっておりますので、用地の確保が可能であれば整備を実施してまいります。 なお、側溝については凹凸がひどい場合は改良工事を実施いたしますので、詳細な内容をお知らせください。	建設部 道路建設課
17	6	高齢者、障害者が歩き(外出し)やすい道路(歩道の広さなど)にしてほしい。段差を無くしてほしい。						○	点字ブロックの設置や歩道の段差解消等を実施しておりますが、今後もバリアフリーの推進に努めてまいります。	建設部 道路建設課

18	6	都市計画の進捗状態が悪い。交通状況に対する依頼の受付は良とするがカーブミラー等の施工がおそい。					○	都市計画道路の整備については、限られた財源の中で緊急性、必要性等を踏まえ、県市分担しながら、計画的、効率的な道路網の整備を図っています。しかしながら、近年の国、地方の厳しい財政事情などから、道路整備の十分な財源の確保が難しく、整備の進捗がなかなか進まない状況にあります。本市の都市計画道路の整備率は、平成14年度末で約68%となっています。カーブミラーについては、要望が多いことから設置に時間がかかりますので、ご理解ください。	建設部 道路建設課
19	6	私道を舗装してもらいたい。老人の手押し車、車いすが走りにくい。すでにある道路は、すべて秋田市道にして舗装すべきである。					○	市では一定の条件を満たす私道の舗装工事に対し補助を行っております(通り抜け道路では工事費の80%、行き止まり道路では60%を市が助成)。また、私道等を市道へ編入する場合は、市道認定基準要綱の要件を満たすことが必要であり、その要件を満たす私道等については、市道への編入が可能と考えます。ご相談下さい。(例:公道に接続する幅員6メートル以上の道路)	建設部 建設総務課 道路建設課
20	6	町内での問題は、私道から市道に編入する問題だ。個人所有地を市に寄付する必要がある言い換えれば財産の寄附をよゆうすることであるので簡単には進まない。町内予算で道路整備をするには、金額的に対応できない現状だ。市道編入作業の簡易化が検討されないか？					○	要望に基づき新たに私道を市道に認定する場合の道路用地については、用地を無償提供できることが条件となっており、この用地提供は、将来にわたって安定的に快適で安全な道路環境を整備・維持管理するために必要なものであります。市道認定の要望については、建設総務課へご相談くださるようお願いいたします。なお、道路用地の確保が困難な場合には、秋田市私道等整備事業補助金交付制度を活用し舗装整備する方法もありますので、道路建設課へご相談くださるようお願いいたします。	建設部 建設総務課 道路建設課
21	6	町内の道路が地主の関係で現在のような状態で、日常生活にも事欠く有様です。市でも何とかしてほしい。これまで同じような返事ばかりである(もっと積極的な対応がほしい)。					○	私道等の市道認定については、土地所有者等関係者の総意としての要望にもとづき、市道認定基準要綱の要件を満たすものを対象に行っているものですので、関係者の調整や取りまとめについては、地域が主体となって取り組んでくださるようお願いするとともに、ご理解くださるようお願いしております。なお、市道認定においては、将来にわたって安定的に快適で安全な道路環境を維持管理するために用地の無償提供ができることを要件としておりますが、用地の確保が困難な場合には、私道等整備事業補助金交付制度を活用して舗装整備する方法もあります。	建設部 建設総務課 道路建設課
22	6	道路を拡張してほしいが、土地を無償で提供してくれなければやれない法律だという。無償で提供する人などいない。					○	狭い生活道路の拡張については、道路の利用者が限定されていることから用地の無償提供を原則としております。また、地区内を縦断している中心的な道路については、沿線に住宅が密集している場合が主であり、用地買収や建物の移転補償に多額の経費を要することから拡張整備は困難な状況であります。いずれにしても、地区関係者のご協力が不可欠ですが、道路拡張の要望については道路建設課へご相談くださるようお願いいたします。	建設部 建設総務課 道路建設課
23	6	道幅が狭いのに、朝夕の交通量が多く、通行が困難。生活道路の整備計画が必要。					○	沿線に家屋が連続している道路の拡幅については、用地の提供や建物の補償に多額の経費を要する等の問題から対応は困難であり、土地所有者からの拡幅用地寄付についてのご協力が得られれば、整備を検討してまいります。	建設部 道路建設課

24	6	道路について。何処の地域でも災害のことを考えると緊急車両が入れるようにしていただきたい。		○			○		緊急車両が入れない道路は市道認定されていない場合が多く、同基準を満たす幅員確保について地域関係者でのご検討をお願いいたします。なお、市道交差点において車両が曲がりにくい箇所については、用地協力について土地所有者等のご理解が得られれば隅切りの設置を検討します。	建設部 道路建設課
25	6	小学生の通学路のガードレールの不備に加え、家の生垣が道路にはみ出していて、歩道を狭くしているところがある。					○		道路との段差が大きく、転落事故の危険性が高い箇所についてはガードレールを設置いたしますので、要望箇所をお知らせください。また、民家の生け垣についても、場所を教えていただければ、剪定を指導してまいります。	建設部 道路建設課 道路維持課
26	6	市の施設や道路の建設には、専門家だけでなく、高齢者や障害者の意見を聞くべきだ。					○		市では、バリアフリー点検を実施するなど、高齢者や障害者の意見をお聞きする機会を設けてきました。今後も市民の意見をもとに、よりよい施設・道路づくりに努めてまいります。	建設部 道路建設課 都市整備部 都市計画課
27	6	市道の補修について。 補修後何日もしないうちにまた、同じ所に穴ができる。 原因として、監督不十分で場所の確認をちゃんとやらないからだと思う。完全に穴の空いた原因を確かめる必要があると思う。					○		事業者に対し原因究明、監督、管理の徹底をするよう指導強化します。	建設部 建設総務課
28	6	道路工事について。各業態ごとにもう少し協議し、工事期間を短くすることができないか？道路がいつもデコボコである。	○				○		市では、ガス・水道・下水道などの道路を占有する事業者と毎年協議を行い、工期の調整等を行い掘り返しの防止などに努めております。今後も、連絡を密にし、工期の短縮に努めてまいります。	建設部 建設総務課
29	6	道路維持課があるが、1日にどれくらいの回数で巡回しているのか。巡回頻度が多ければ道路の損壊や落書きを早く発見できるのでは。	○				○		道路管理のための定期的なパトロールは、2台のパトロール車で、午前と午後を実施しているところではありますが、市民からのよりタイムリーな通報も貴重な情報でありますので、お気づきの箇所がありましたら、電話などでご連絡ください。	建設部 道路維持課

30	6	私のように自転車が唯一の交通手段の場合、特に歩道の整備をお願いしたい。歩道に車を止めている場合が多く危険です。デコボコで、ひどい十字路もある。冬になった時の歩道の除雪もお願いしたい。	○			○			歩道の補修については、定期的なパトロールや市民からの通報などをもとに、その補修に努めているところでありますので、お気づきの箇所がありましたらお知らせください。(歩道への駐車禁止の指導は警察署) 歩道(車道と歩道が緑石等で区分されている箇所)除雪については、幹線道路のみを目標に実施し、歩行者空間の確保に努めてまいります。	建設部 道路維持課
31	6	冬の雪寄せについての市の考え方が聞きたい。				-	-	-	除排雪については、早期除雪による通行の確保を第一として、約1,300kmに及ぶ市道を、バス路線や交通量の多い幹線道路と生活道路に区分して、効率的に実施しております。 なお、除雪後の玄関先や車庫前の雪寄せは、各家庭にお願いしておりますが、予め、ご連絡をいただいているお年寄りだけの世帯や、体の不自由な方だけの世帯については、市で実施することとしております。	建設部 道路維持課
32	6	冬期の除雪についてですが、私の町内はけっこう国道からの迂回路になっているので交通量が多いところです。しかし、外の道路と比べ雪が消える頃でない除雪車が来ません。(除雪に対する)大きい計画が出来ていないものか?電話を掛けてからでない除雪車が来ないというのはどうしたものでしょうか?				○			除排雪については、早期除雪による通行の確保を第一として、約1,300kmに及ぶ市道を、バス路線や交通量の多い幹線道路と生活道路に区分して、効率的に実施するための計画書を策定しております。その実施にあたっては、降雪状況や路面状況並びに気象情報を考慮しながら、効果的なタイミングで実施しておりますが、今後は、道路パトロールを強化し、冬期道路交通の確保に努めてまいります。	建設部 道路維持課
33	6	降雪量が少なくても除雪するから道路の両脇に雪が積み重ねられる。 大雪の時以外は除雪はあまりやらず、予算をかけないで大雪の時こそ除雪と排雪の両方をきちんと。				-	-	-	除排雪は、降雪量や路面状況の変化に迅速かつ適切に対応することが必要であり、その把握に努めているところであります。 なお、降雪や寒さが連続し、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、豪雪対策本部を立ち上げ、排雪班を編制し通行の安全確保に努めることとしております。	建設部 道路維持課
34	6	冬場、朝起きた時、家の前にどっさり道路の雪を置いて行かれている。一人住まいの私にとって、この夜に来る除雪車には本当に困っている。用事のある車が入って来れないので、どうかしてください。	○			○			除排雪は、降雪や路面状況の変化に迅速かつ適切に対応することが必要で、作業が不規則になります。夜間、玄関先や車庫前に雪が沢山寄せられている場合もありますが、大きな雪の塊については砕くようにしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	建設部 道路維持課

35	6	除雪の問題ですが、道路によっては降雪があれば除雪希望のところもあるけれど私の家の前の道路は少しの降雪であれば除雪不要です。なぜなら、除雪車が来るとかえって玄関の前に他からの不要な雪が置いていかれるからです。その雪を寄せる場所がないので、雪捨てを費用をかけて頼むことになる。				-	-	-	市民がきれいに除雪したところに他からの不要な雪を置いていくとのことですが、道路の除雪作業は連続性が伴うことから、完全に雪を置いていかないようにすることは、困難な状況にありますのでご理解をお願いします。	建設部 道路維持課
36	6	高齢になるにつれ、冬場除雪が苦痛。	○			○			玄関先や車庫前の雪寄せは、各家庭からのご協力をお願いしていますが、お年寄りだけの世帯や、体の不自由な方々については、時間差が生じますが、市で対応していますのでご連絡してください。	建設部 道路維持課
37	6	除雪については高齢福祉課から独居高齢者の名簿が作成され、除雪担当へ情報が伝えられていると聞いたことがある。上手く機能していないのではないかと、活用されているのか。				○			玄関先や車庫前の雪寄せについては、あらかじめご連絡をいただいたお年寄りだけの世帯や体の不自由な方々については、市で実施しているところがあります。なお、お年寄りだけの世帯とは、65才以上の世帯を対象としていますが、体力的な面は、個人差がありますので、名簿とは別に、ご連絡をいただくことを基本としています。	建設部 道路維持課
38	6	以前は業者の方で除雪車の後ろに一人ついてきて寄せて行ったが、去年はいなかった。夜9時半過ぎに除雪が来たこともあった。業者は一回の出動でいくらという仕事なのか。徹底して改善して欲しい。				○			除雪業者の作業体制については、運転手と助手を基本としておりますが、今後は、巡回点検を一層強化して除雪後の状況を確認してまいります。なお、降雪量や路面状況の変化に迅速かつ適切に対応することが必要なことから、作業時間も不規則になる場合がありますのでご理解をお願いします。	建設部 道路維持課
39	6	高齢者の一人暮らしや二人暮らしが町内でも多くなってきた。木が大きくなって剪定できないお家や、除雪ができないお家がある。除雪をやってあげたくても、自分の家の除雪をするだけで疲れてしまうので、除雪費もかかるでしょうが細かい所(特に除雪車が入らない場所)まで入ってきてほしい。小さい除雪車や歩道用のを駆使できないものか？						○	除雪は、機械が入れる所を基本に実施しているところがありますが、今後は狭隘な道路に対応できる小型の除雪機械を計画的に増車し、出来る限り対応できるように努めてまいります。	建設部 道路維持課
40	6	小路(生活道路)の除雪は二の次になっているのでは？ どうにもならなくなった時点で業者が来るものの上滑りで帰る。市では除雪をした結果に金を払い、出動日数に払うべきではない。				○			バス路線や公共施設に接続する道路を最優先に除雪を行いますが、生活道路の除雪については、緊急車両などが通行できるような幅員の確保に努めております。また、除雪業者への委託費については、出動すれば支払うということではなく、不具合がある場合は手直しを指示するなど、仕上がり状態を確認したうえで支払っております。今後共、巡回点検を一層強化してまいります。	建設部 道路維持課

41	6	除雪対策について不満だ。除雪作業によってかえって手間が増えてしまい、「いっそやらないでくれ」と思う。除雪ではなく脇に寄せているだけだ。もっとうまい具合にやってもらえないのか。	○				○			除排雪は、機械による作業を基本として実施しておりますが、今後は、地域の実情にあわせた出勤のタイミングについて、地域の皆様と協議してまいります。 また、玄関先や車庫前の雪寄せは、各家庭や地域の皆様のご協力をお願いいたします。	建設部 道路維持課
42	6	雪寄せ。(除雪するとき)上層だけで底から除雪していないため、少し日が差すとザクザクとして老人以外の人たちも歩きにくい。もっと底から(地面が見えるくらい)除雪してほしい。また、道幅も無く寄せた雪が邪魔なのでそれも片づけてほしい。					○			除雪業者が現在所有している機械では、圧雪状態において舗装面を出すような除雪は困難ですが、降雨や気温の上昇によりわだちの発生が予想される場合は、タイミングを逸することなく作業の指示に努めてまいります。 なお、機械除雪後の玄関先や車庫前の雪寄せについては、各家庭や地域の皆様のご協力をお願いします。	建設部 道路維持課
43	6	除雪について。 1. 除雪業者の選定はどのようになっているのか？ 2. 業者の仕事内容に差があるのである程度の技術を有する業者を選定してほしい。 3. 除雪は夜半でなく夕方までに終了するようにしてほしい。					○			業者の選定については、委託業者の所有する機械の種類や台数、オペレーター等を考慮し決定しており、配置は、機械1台当たりの作業量をもって、配置しているところであります。 また、オペレーターの技術は、季節限定作業であり、機械の性能・交通量・沿道の土地利用などに左右されますが、講習会の回数を増やすなど、その技術力の向上に努めてまいります。 なお、生活道路の作業は、通勤通学時間を避けるとともに、降雪や路面状況の変化に迅速かつ適切に対応することが必要なため、作業が不規則となる場合がありますのでご理解をお願いします。	建設部 道路維持課
44	6	除雪といっても、実際に作業をする業者に対して何の説明もせずただ請け負わせているものなのか。					-	-	-	除排雪作業を実施する場合の業者への説明は、降雪や路面状況、気温などをもとに、状況に応じた適切な作業内容を指示しております。(例:圧雪道路の場合、降雨や気温上昇によりわだちが発生し通行に支障をきたすことから、舗装面を出すよう指示するなど)	建設部 道路維持課
45	6	除雪の仕方。 業者にもよるが極端に粗末な例が目につく。時折、市の担当者は点検の必要あり。 また、排雪も場所によってはどうしても必要の例もあり。行政当局の巡回点検を強く要望する。					○			除雪作業は、オペレーターの技量に左右されることや、沿道の土地利用及び空き地の有無、道路の幅員や行き止まり道路など様々な作業条件に影響されますが、オペレーターの技量については、講習会などを通じ、技術力の向上を図っているほか、市でもパトロールを強化し、指導を徹底してまいります。 また、排雪は、バス路線などの主要道路の交差点や見通しが悪く狭い道路の交差点について、適宜実施しておりますが、今後共、巡回点検を一層強化し道路状況の把握に努めてまいります。	建設部 道路維持課

46	6	無くなる雪にどれほどお金をかけるかという考えもあるが、やはりお金をかけてでも除排雪をやるべきで、暖冬の時の予算を寄せておくなどして、その年ごとに応じた対応をすべき。				○			除排雪の予算は、単年度毎に決算しておりますが、降雪量が多い場合などには、当初予算とは別に補正予算の措置を講ずるなど適切な対応をしておりますのでご理解をお願いします。	建設部 道路維持課
47	6	住宅地の除雪について。 車が通りやすいように除雪をして頂けるのは有り難いですが、歩行者のことをもっと考えて頂きたい。歩道に雪が積み上げられていて通れないのです。				○			交差点や横断歩道などの歩道に堆積された雪山については、除去するよう除雪業者やオペレーターを指導しているところですが、今後は、パトロールを強化し車道除雪後の雪山の除去について徹底してまいります。	建設部 道路維持課
48	6	歩道の除雪を子供たちが学校へ登校する前にお願したい。				○			歩道(車道と歩道が縁石等で明確に区分されている所のみ)の除雪は、朝の通勤通学時間帯前に作業を終了するように努めておりますが、吹雪や断続的な降雪など気象条件により予定時間を超えた作業となる場合もありますので、ご理解をお願いします。	建設部 道路維持課
49	6	道路に段差がありますので冬場に備えてロードヒーティングにしろもらいたい。 冬期、除雪はやるが排雪はしてくれない。子供・老人にとって馬の背のような雪道を歩くのは困難であり危険である。道の両側に融雪溝を設置してもらいたい。				-	-	-	車道にロードヒーティングを設置した事業は、スパイクタイヤの禁止とスタッドレスタイヤの技術開発の遅れから経過的な措置として、勾配のきつい坂道に実施したもので、その他の坂道については、機械除雪と凍結抑制剤散布により対応することとしております。 また、バス路線などの主要な幹線道路の交差点や歩車道の区分のない道路は、拡幅除雪や状況に応じて排雪を実施するなど、歩行スペースの確保に努めているところであります。 なお、融雪溝については、下水道の処理水を利用した箇所もありますが、用地や水量の確保とともに地形的に勾配が必要であるなどの条件があり、実施は困難な状況でありますが、歩行者に配慮した対策について研究してまいります。	建設部 道路維持課
50	6	排雪が悪いため除雪がいい加減になってしまう。除雪をしようとしても雪置き場がないためメイン道路の雪を脇道に敷き詰めていくケースや、除雪車の跡をつけて行ってしまいうケースが多い。道路脇に溜まった雪を持ち運ぶことによって解決されるので排雪にもっと力を入れてほしい。 当面、ロータリー除雪車を今の倍の20台に増やしてほしい。10台購入すると1億円ですむはず。				-	-	-	ロータリー除雪車は、市街地において排雪作業する場合、ダンプトラックとセットで大きな力を発揮しますが、雪質・積雪量・道路幅員などの状況によっては作業効率が上がらない場合がありますので、その購入にあたっては、他の機種との選定とあわせて検討してまいります。	建設部 道路維持課

51	6	除雪時の雪の投げ場問題				○			現在秋田市の堆雪場は、市街地内に空き地が少ないことと、騒音・振動の発生や交通渋滞の問題が発生するなど、年々その確保が困難になってきているため、やむを得ず運搬距離の遠い河川敷や公共用地などを堆雪場として指定し利用しております。しかし、町内や地域内において効率的な除排雪作業を実施するためには、地域内の堆雪場を利用することが重要となることから、その確保について説明会や広報マスコミを通じ積極的なPRに努めてまいります。	建設部 道路維持課
52	6	除雪作業について。当地区も年々人口も増え、高齢化が進んでいる。住宅が立ち並ぶ中、冬季の除雪作業は国道県道はまだしも身動きの取れないことが少なくない。隣町の雄和、河辺、協和町のあざやかな除雪計画と比べると、方が一の事態をとらえると、もう少しこまめな除雪体制をとれないものですか。				○			市街地と郊外とでは、降雪量や作業の効率・難易度に大きな差がありますので、今後は、地域特性に配慮するとともに、パトロールを強化し、地域の降雪量や路面状況を適切に把握しながら早期除雪に努めてまいりますので、ご理解願います。	建設部 道路維持課
53	6	除雪についてだが、4m以下の道路で業者がローダーを使ってやる場合、道路の真ん中だけかけてかえって道幅を狭くしている。それではかえって交通渋滞を招くので、大雪の時以外は除雪車を出さないでもらいたい。その方が、経費節約にもなるし交通がスムーズです。積雪10cm以下の場合除雪はいらないと思う。				-	-	-	生活道路の除雪は、積雪が概ね10cm以上に達した場合を一つの目安に出動しておりますが、作業は、降雪や気温などの気象の変化に柔軟に対応する必要があります。今後は、地域の実情にあわせた出動のタイミングについて、地域の皆様と協議してまいります。	建設部 道路維持課
54	6	市では雪下ろし等のボランティア登録制度はないのか？例えば市民が市役所の担当窓口へ電話すれば、すぐに現場に駆けつけるようなもの。また、除雪ボランティアを一般公募しないのか。				○			ボランティアの登録制度や一般公募などの必要性については、除排雪の課題として認識しているところでありますので、今後検討してまいります。	建設部 道路維持課
55	6	狭い小路でも除雪できるように、ポークリフト(山型)とダンプカーをセットで町内への貸し出しを願いたい。高齢化のため、ダンプに雪を積み出すのは困難です。町内道路の真ん中に雪を集めることは老人夫妻でも可能です。				-	-	-	町内会などが自主的に除排雪を行う場合の支援策の一つとして、除排雪機械の貸し出しを行っておりますが、セットで貸し出すことは、除排雪をすべて市が実施することになりますので、セットでの貸し出しは行っておりませんのでご理解願います。	建設部 道路維持課
56	6	アイスバーンにならないよう、融雪剤を撒いてほしい。	○			○			生活道路の凍結抑制剤散布は、地域や町内会並びに市民の皆様からご協力をいただきながら行っており、申請により無料配布しておりますので、ご活用ください。	建設部 道路維持課

57	6	冬期間の特に風の強い日に事故が多発する地点があります。道路がカーブになっているし、高い塀があるからだと思います。	○						風が強い日や高い塀により日陰となる箇所は、路面が凍結しやすくなりますので、スリップ防止の観点から、凍結抑制剤の散布について、地域や町内会並びに市民の皆様からご協力をお願いします。なお、凍結抑制剤は、申請により配布しておりますのでご利用ください。	建設部 道路維持課			
58	6	市が直接やっている除雪はまあまあである。問題なのは外注のところだ。市が業者に支払う料金は、距離で計算されるという話を聞いたことがある。だから、業者は距離を稼ぐため、手抜きをしているのではないか。特に、秋田市の業者は下手なのは。					-	-	-	除雪作業の善し悪しは、市街地の成熟度や沿道の土地利用及び空き地の有無など様々な要因が複合し合っていることから、一概に比較しがたいものと考えております。また、除排雪の委託については、予め道路幅員や作業指示時間により道路1km当たりの単価をもって契約しており、作業に要した時間や移動距離での支払いをしておりません。	建設部 道路維持課		
59	6	秋田市は青森市の何分の1しか除雪費をかけていない。「心の通った行政」と立派な事を言っても、地域に浸透した体制にはなっていない。							○	除雪費を他市町村と比較することについては、降雪量の違いや市街地の成熟度、沿道の土地利用など様々な要因が複合しあっていることから、一概に比較しがたいものと考えております。なお、約1,300kmに及ぶ市道を行政だけで行うには限界があることから、玄関先や車庫前に寄せられた雪について、市民の皆様の理解と協力が必要であり、今年新たに策定した除排雪のPRビデオを有効に活用しながら、地域に浸透した体制づくりに努めてまいります。	建設部 道路維持課		
60	6	今年1月(昨年の12月から)仙南村に何度か朝に行く機会があってその時感じたことですが、道路の除雪が行き届いていて太陽の力を借りて除雪しているのには驚き、感動しました。							-	-	-	環境に優しい太陽熱や地中熱など自然エネルギーの利用については、今後、検討課題の一つと認識しております。	建設部 道路維持課
61	6	除雪のことだが、横手市では、市民の融雪機購入にあたり半額の補助をしている。こういった他都市の情報等を広報などで提供していただけないか。							○			除雪に関する他都市の情報の提供については、今後、道路維持課のホームページを開設する予定でありますので、その中で検討してまいります。	建設部 道路維持課
62	6	大森山老人と子供の家の除雪を午前10時までに終えてほしい。車が入り出できるように・・・。									○	冬季(11月から2月まで)の開館時間は午前10時となっておりますが、職員3人しかおらず、人力で除雪作業を行っております。開館時間迄に作業を完了するように努力しておりますが、積雪状況によっては困難な場合がありますのでご理解をお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課

63	6	除雪対策について地域別の事前説明がほしい。				○			除排雪事業については、これまでも、町内会などに出向いて、事業説明を実施してきたところでありますので、今後も、地域事情に沿った除雪を推進するため、地域と連携を図ってまいります。	建設部 道路維持課
64	6	冬になると雪が積もりませんが、積もった雪を捨てる場所がなくて困っています。				○			現在秋田市の堆雪場は、市街地内に空き地が少ないことと、騒音・振動の発生や交通渋滞の問題が発生するなど、年々その確保が困難になってきているため、やむを得ず運搬距離の遠い河川敷や公共用地などを堆雪場として指定し利用しております。しかし、町内や地域内において効率的な除排雪作業を実施するためには、地域内の堆雪場を利用することが重要となることから、その確保について説明会や広報マスコミを通じ積極的なPRに努めてまいります。	建設部 道路維持課
65	6	私の家は昭和40年代の建設で、当時の規模と思われますが道路幅が4mでした。大雪の場合、ただブルドーザーで寄せただけでは道路が狭くなり大変です。そこで提案ですが、除雪した雪を利用する事にしてはどうでしょうか？ただ捨てるだけでは量も多く場所の選定も大変でしょうか、熱交換のできるものを作ったら利用できるのでは？				-	-	-	雪の利雪の例として、他都市では、雪を集めて保存し夏場の冷房に活用している例や、野菜などの貯蔵に利用しているケースもありますが、雪を貯蔵するための施設は、建設費や維持管理費などに多額の費用を伴うことから、他の用途に利用することは、現在のところ、困難でありますのでご理解をお願いします。	建設部 道路維持課
66	6	まちの環境整備について。落葉によって道路が汚れているのが特に目に余る。また、タバコの吸い殻もあるなど積雪時まで近辺住民の掃除が大変です。特に寺院や大邸宅の家主は「私は関係ない」と言っている感じが強い。市道に(道路)に伸びた枝などは、強制的に伐採させるなどの処置を講じられないものか？				-	-	-	樹木の所有者は、はみ出した枝が車両や歩行者に危害を及ぼさないようにする危険防止義務や、公道に落ちた葉を清掃するなど適切に管理する責任があります。ご要望の件につきましては、定期的な道路パトロールや利用者からの通報などをもとに、樹木の所有者に直接お伺いし、状況を説明したうえで、是正指導行なってまいりますので、お気づきの箇所がありましたらお知らせ下さい。	建設部 道路維持課
67	6	住宅街の狭い道路を通行する高齢者の声として一言ですが、庭木が道路側にはみ出している家があります。雨降りの日には傘を差して通ることも出来ず、車が来たときも困ってしまいます。L字の側溝よりも木が道路にはみ出ている状況で危ないと思われるので行政の力で管理してもらいたい。				-	-	-		
68	6	街路樹を植えてくれるのは良いのですが、その後の管理・整備が悪く、草ぼうぼうの枝は伸び放題で、いっそない方が良いのではないかと思います。また、自分の家の前はきれいにし、花壇の様にしている人もおりますが、家のないところはダメです。よろしく願います。				○			パトロールで不適切な箇所については、適宜、剪定作業を実施しておりますが、目の行き届かない所があったとすれば、ご迷惑をお掛けしました。今後とも、潤いのある道路環境の整備に努めて参りますので、ご理解とご協力よろしく願います。	建設部 道路維持課

69	6	道路のプラタナスをアメシロの付かない木に植え替えてもらいたい。				-	-	-	現在のところ、アメシロの防除については、剪定作業や薬剤散布で対応しておりますが、樹種の見直しについては、今後の検討課題としております。	建設部 道路維持課
70	6	街路樹(ケヤキ)の被害が毎年出ている(水道、下水道、歩道等)。また、車庫前の伐採は出来ないのか？樹種を変えていただきたい。そして、伐採および移植の費用負担をなくしていただけないでしょうか？				-	-	-	歩道等の根上がり補修については、計画的に実施しているところですが、移設等の費用負担はあくまでも原因者負担となりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。また、樹種の変更については、今後の検討課題としております。	建設部 道路維持課
71	6	街路樹が大きくなりすぎて街灯が隠れて物騒である。街路樹は大きくなりすぎない木を植えて欲しい。				○			隣接する民家や道路付属施設等に支障となる場合は、適宜に剪定作業を実施し維持管理に努めて参ります。また、道路新設等で新たに植栽計画がある場合は、地域の環境等を十分考慮した樹種の選定をして参ります。	建設部 道路維持課
72	6	街作り。 1. 桜並木(東京新屋会より寄贈)の葉っぱの掃除が大変だ。 2. 近隣の掃除もしない。すぐ「振興会だ！」「市役所だ！」と。自主的に清掃するマナーが必要。	○			○			ご意見のとおりだと思います。地域活動は、皆様の相互交流、相互扶助が基本と考えておりますので、よりよい方向にむけて地域でよく話し合っていたいただきたいと思います。	市民生活部 自治振興課
73	6	地区内の主要道路にもっと街灯設置を促進してほしい。 1. 運転者としては歩行者が見えづらく大変危険。 2. 住民としては、不審者に対する治安維持対策。 3. 子供たちも安心して歩けるようにすべき。	○			○			市では主要な市道の交差点や見通しの悪いカーブなどに道路照明灯を設置していますが、防犯灯については町内会が管理主体となりますので、市では町内会からの申請に基づいて防犯灯を設置しているところです。町内会で十分に話し合ってください。	市民生活部 自治振興課
74	6	街灯を設置する際の照射方向についてだが、「歩車道の区別のある道路については、歩道側を照射するように設置し、夜に歩道を明るくして防犯効果を高めるようにしてはどうか？現状は車道側を照らしている。	○			○			既設の防犯灯(街灯)については、町内会が管理主体となりますので、照射方向の変更は町内会へご相談ください。なお、現在、町内会からの申請に基づいて、歩車道の区分のある道路に防犯灯を新設する場合は、歩道側を照らすよう配慮しております。また、その他ご希望の照射方向があれば、申請時に自治振興課へご相談ください。	市民生活部 自治振興課

75	6	隣接する町内会の地域の境界付近の住民から、街灯が点灯していないという苦情が寄せられている。こういう場合はどの機関に連絡すれば良いか？	○							防犯灯(街灯)の維持管理は各町内会が行っておりますので、防犯灯を所有する町内会の方へご連絡ください。	市民生活部 自治振興課
76	6	街灯が不足しているが、町内負担などの費用面が分からない。				-	-	-		市では、町内会からの申請に基づき毎年約330灯の防犯灯(街灯)を無料で設置しています。ただし、設置後の電気料金の支払いや灯具の交換、補修などの維持管理は町内会で行っていただきます。また、市では、防犯灯電気料助成金として年間電気料金の80%および灯具交換・補修費助成金として、年間1～60灯まで1灯あたり800円、61灯以上1灯あたり400円を助成しております。	市民生活部 自治振興課
77	6	街灯がなくて暗くても、電柱がなければ市は街灯を設置してくれない。電柱のないところには、街灯を取り付けるための支柱を町内で設置しなければならないが、1本6万円かかる。支柱をたてるための補助制度を考えてもらえないか。						○		市では、町内会からの申請に基づき防犯灯(街灯)を無料で設置していますが、ご意見のような既設電柱への設置要望が大きく減少しないことや、市の財政状況が厳しいことから、ただちに制度を改正することは困難です。しかし、こうした要望も勘案しつつ、今後の町内会支援のあり方について総合的に検討してまいりたいと考えております。	市民生活部 自治振興課
78	6	街灯が少なく、夜道が危ない。 今はいろいろな事件があるので、街灯や自動販売機を設置したり、看板の明かりを遅くまで点けて夜道を明るくしてほしい。	○							防犯灯については町内会が管理主体となりますので、市では町内会からの申請に基づいて防犯灯を設置しているところです。町内会で十分に話し合ってください。なお、自動販売機や看板の明かりについては、行政としてお答えできることはありません。	市民生活部 自治振興課
79	6	地域の中心部に商店数が少なくまた、生活必需品目数も少ない。必需品購入を購入出来る店があったら生活弱者も心強いと思う。						○		市では小売業者の出店に関して、不足地区への誘致等を行う立場ではありませんが、中小企業者から出店に際しての資金調達等について相談があった場合は、本市の融資あっせん制度や、県の補助事業を紹介するなどしております。また、個々の商店に対しては、長期・低利な融資あっせん制度により体質強化を支援しているところであります。今後も、こうした制度を活用し、市中心部を含む本市商業の振興に努めてまいります。 一人暮らし高齢者等の方がご利用できるサービスとして、要介護認定の有無にかかわらず、高齢者軽度生活援助事業(援助員派遣)があります。援助員はゴミ出しや買い物など必要な方に家事のお手伝いをします。しかし、高齢者が在宅において安全で自立した生活を継続するためには、地域の方の協力が不可欠と考えておりますので、今後とも地域の支え合いについてもお願いいたします。	商工部 商業観光課 福祉保健部 高齢福祉課

80	6	<p>駅東地区の区画整備事業の迅速な明確化。 何年度まで、どのようにするかを該当世帯に詳しく知らせてほしい。</p>							<p>○</p> <p>秋田駅東第三地区および秋田駅西北地区土地区画整理事業については、道路や公園などの公共施設の整備などを段階的に行いながら、事業効果が最大限に得られるよう計画的に進めておりますが、事業進捗に遅れを来している状況です。移転時期につきましては、移転先の状況や財政事情が厳しいこと等から、具体的に明示することは困難であります。このような状況ではあります、事業促進は重要課題と認識しており、適切な事業費の確保と、効率的な事業運営に努めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。 なお、個別の移転時期や、増改築を計画される場合については駅東事務所にご相談下さい。</p>	<p>都市整備部 駅東事務所</p>
81	6	<p>駅東地区の第二次区画整理で、当初は町内会以外の車は原則的に入って来れないという計画でしたが、アパートなどが建ち、この原則が崩れた。また、住宅区域が大通りの商業地域への変更によって深夜営業(午前3時)などにより、夜もおちおち眠れない。</p>				-	-	-	<p>区画整理事業では、幹線道路以外の生活道路を「無用な通過車両ができるだけ少なくなるように」配置したものと考えております。また、交通規制については、県公安委員会の所管となりますが、このような道路での「地区内の方しか通行させない」という規制は困難と考えられます。</p>	<p>都市整備部 駅東事務所</p>
82	6	<p>駅東は、区画整理中ということで消火栓がまだ無く、先日放火があった時などは大変だったようです。治安が悪くなっています。巡回を多くしてもらいたいものです。</p>							<p>○</p> <p>区画整理事業の進捗にあわせ、消防本部と協議しながら適切な配置に努めて参ります。なお、消防本部によれば「地区内は消火栓の設置基準がおおむね満たされている」とのことです。 また、治安対策としての巡回については、警察の所管となります。</p>	<p>都市整備部 駅東事務所</p>
83	6	<p>これ以上集合住宅(マンション)が建てられないようにお願いします。</p>							<p>○</p> <p>いわゆるマンションの建設を一律に規制・制限することはできませんが、地区の皆さんが「地区計画」、「建築協定」等を活用して独自のまちづくりルールを作ることは可能です。これに関して地区の希望があれば職員を派遣して説明を行っております。</p>	<p>都市整備部 建築指導課</p>
84	6	<p>前日に急に挨拶に来て、隣の3階建てのアパートの建設が始まった。我が家から1mしか離れておらず、日光が入らない、台所、トイレがこちらに面しており、換気扇の臭いが入ってきて、洗濯物にも臭いがつく。ゴミの出し方も悪いし、町内会にも入らない。除雪した雪を寄せるところもない等非常に困っている。市で建築を許可する時に、近隣住民のことも考慮し、このような建てる側の状況を把握し、適切な指導をしてほしい。</p>							<p>○</p> <p>建築確認は、その申請敷地と申請建築物の計画が、建築基準関係規定を満たしていれば確認されるもので、隣接する敷地や建築物との個々の状況を審査するものではないことをご理解ください。ご要望の点につきましては、民事に関わることですので、関係者間で調整されるべき事項と思われま。</p>	<p>都市整備部 建築指導課</p>

85	6	地域開発公団では、今後、御所野地区の北部の土地の開発はしないと決定しているようだ。そういった土地を一部、墓地公園にするなどしたらよいのではないか。						○	事業主体である公団・県・市では北住区について、開発区域周辺で行われている民間等の宅地開発の影響もあり、これまでの独立住宅中心の開発から他用途への幅広い見直しを含めて現在検討中であります。	商工部 工業労政課	
86	6	現在、商業地区に「パチンコ店」が建設中とのこと。地域住民が知ったのはつい最近のことです。一軒できれば必ず周辺にライバル店がまたできるのでは？と心配しております。建設されてからでは反対運動のしようがありません。情報を地域住民に伝えてくれれば・・・と思います。					-	-	-	建築主は、建築物を建築する時は、事前に確認申請をして審査を受けなければなりませんが、確認がされる前に情報を公開することは、守秘義務があるためできないことをご理解ください。	都市整備部 建築指導課
87	6	高齢者や障害者の社会参加の範囲を広げるために、千秋公園本丸に車椅子でも楽に上がれる方法はないか。 → ゆるやかなスロープ道路。							○	当公園は久保田城趾として、自然の丘陵をそのまま活かした構造が特徴のひとつとなっていることから、この地形を活かした公園整備を行っております。本丸への通路として、彌高神社横の通路をゆるやかなスロープに改修する計画はありますが、地形や斜面緑地を大幅に改変することになるため、早急な対応は困難と考えております。現状では、車輛により本丸までその通路をご利用いただくようお願いいたします。	都市整備部 公園課
88	6	アメシロ対策についてだが、地域からの要望があるからではなく、市当局担当者による調査をし被害が広まることを最小限にしたい。防除については、関係する町内会長に連絡をし被害程度を知らせて、防除を実施するようにさせられたい。地域の住民はアメシロについて知識の無い人も多くいる。	○					○	アメシロ対策については、アメシロ防除対策室により、事前に調査を行っており、調査後に防除計画を作成しております。また、個人の所有している樹木へのアメシロの防除は行っていませんが、電話等での問い合わせについて、使用している薬品の名前などはお知らせしておりますので、ご連絡ください。	都市整備部 公園課	
89	6	(全市)アメシロ防除対策の徹底について。地域と連携して定期的に防除を行うと良いと思う。市当局の対応はよく見えない。	○						○	秋田市が行うアメリカシロヒトリの防除範囲は、原則として市の公共用地であり、調査指導員が市内を常時巡回し、発生箇所については防除作業を行っています。一般住宅等の防除については、所有者で行うこととしておりますが、これを援助するため、市では町内会等による共同防除を行う際、用具の貸し出しや薬剤の無料交付を行っています。また、自主防除の場合は自己負担となりますが、造園業者等でもアメシロ防除を行っておりますので、実施業者等でご不明な点がございましたら、当課までご連絡ください。	都市整備部 公園課
90	6	河川敷の桜並木を消毒してほしいと思います。						○	アメシロ防除については、今後も引き続き行ってまいります。	都市整備部 公園課	

91	6	ナナカマド(街路樹)の毛虫の除去を早めにやってほしいと市に連絡したが、結局対応が遅かった。いつものことだが、もっと早めに対応してもらえないものか。				○			害虫の駆除については、薬剤散布を計画的に実施しているところですが、害虫の発生時期が同一であり、街路樹が市内全域に点在していることから、どうしても対応までの時間差が生じております。今後も、害虫の早期駆除と潤いのある道路環境の維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。	建設部 道路維持課
92	6	市の街路樹の選定方法について教えてほしい。				-	-	-	植樹後の景観や維持管理にも配慮したうえで、それぞれの場所の地理状況、風向きなどに適した種類を選んでいきます。	建設部 道路建設課
93	6	私達の町内は公園が狭く、小学生のラジオ体操の場もなく、よその会社からの善意で借りています。						○	市では、全ての市街地において、徒歩で訪れることができる範囲に身近な公園としての街区公園などを整備することを目標としております。	都市整備部 公園課
94	6	まず公園の設置を望みます。少子化が社会問題になっている時代、子供を育てるとしての地域環境づくり、強いては子供を大切に「人づくり」につなげていただければ……。						○	ただし、新たに公園を設置や拡大するためには、公園予定地を都市計画決定することにも、用地確保が条件となりますが、現状では早急な対応は困難な状況にあることもご理解ください。	
95	6	きれいなまちづくりのために、公園・家々などに花のあるまちに。	○			○			公園課では、公園や町内花壇に花を植える団体に対して花壇面積1㎡当たり20本とし、花壇面積によって春苗、夏苗それぞれ最高で1団体につき100本まで交付しております。申込み方法については毎年2月の広報に掲載しますのでご利用ください。また個人の家については交付しておりませんので各個で対応して下さるようお願いいたします。	都市整備部 公園課 (管理担当)
96	6	土地計画に多くある、小公園の整備について。草が伸び放題で利用できない。維持・管理は誰がしているのか。せっかくつくったのだから、いこいの場として活用できる状態にして欲しい。	○			○			市で設置または帰属を受けた公園については、公園課で除草等の管理をしております。	都市整備部 公園課
97	6	公園の除草管理が大変である。今後の高齢者社会では管理ができないと思うので何とか楽に管理する方法はないものか？芝など。	○					○	公園を快適に利用できるようにするためには、地域のご協力を頂きながら除草などの適正な維持管理が必要となりますので、引き続きご協力をお願いいたします。	

98	6	<p>街区公園の管理について。</p> <p>1. 深夜の騒音…交番に話し巡回してもらっているが…。</p> <p>2. ゴミ…せめてゴミ箱に入れてほしいが…。</p> <p>3. 草刈りが一番の問題…定期的に公園課で刈ってほしいと思っている。</p>	○						<p>1について公園課でも周辺に迷惑をおよぼす行為については、当課で巡回するほか警察にも巡回など協力を依頼しております。2については、ゴミ持ち帰り看板を設置するとともに職員などで清掃しております。3については、市内にある公園の除草については、職員などで定期的に行っております。しかし1, 2, 3について、市内に570以上の公園があり常時、当課による巡回や清掃、除草を行うことは困難な状況であります。このようなことから市では、地域住民から公園の草刈り、清掃を行っていただく公園愛護協力会の協力により公園の管理を今まで以上に進めていこうとしておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>	都市整備部 公園課
99	6	<p>街区公園の樹木で道路に面したものの剪定(せんてい)をしてほしい。理由は防犯街灯の効用の妨げとなっているから。2年に一度ぐらい行ってもらえないか？</p>						○	<p>公園の樹木の剪定については、市職員の巡回調査や町内などからの要望があった場合、現地を確認のうえ、必要に応じて剪定対応しておりますので、ご要望の箇所についてご連絡ください。</p>	都市整備部 公園課
100	6	<p>バスについて</p> <p>バスを利用して通院するのに非常に不便。各地域と病院を循環するバスを通せば通院する人が助かる。</p> <p>各駅のJRのダイヤに対応したバスダイヤが必要。最終電車に連結したバスがあれば自家用車を使用しなくても済む。</p>						○	<p>現在、運行しているバス路線への要望については、バス事業者が対応すべきものと考えています。要望の内容については、事業者である秋田中央交通㈱へ連絡しました。</p> <p>なお、市民の移動手段の確保と充実を図るため、バス交通の総合的な改善を行うこととしており、その中で、バス路線の再編や循環型バス、ノンステップ・低床バス等の導入の可能性について検討していきます</p>	都市整備部 交通政策室
101	6	<p>向浜のこまち球場・スケート場・プールやセリオンに行きたいが、交通機関がない。土崎駅から出ている臨海鉄道の活用を考えた方が良いのではないだろうか？農業博覧会？を開催したときに土崎駅から向浜まで客車が出た例があります。</p> <p>これから行われる高校野球や各種競技会の交通渋滞緩和にも役立つのではないか？</p>						○	<p>こまち球場・スケート場・プールへは市営交通、セリオンへは秋田中央交通㈱の乗合バスをご利用ください。また、ご提案の臨海鉄道の活用につきましては、秋田市の公共交通の参考にさせていただきます。</p>	都市整備部 交通政策室
102	6	<p>市営住宅の居住が易くなるような手続き情報を提供してください。</p>						○	<p>市営住宅の申込みについては、毎月の空き家情報をホームページで公開しております。その中で入居の手続き方法なども紹介しておりますのでご覧ください。また、申込み用紙については、土崎、新屋支所、秋田県建築住宅センター(アトリオン5F)にも準備しております。なお、詳細については住宅整備課までお問い合わせください。</p>	都市整備部 住宅整備課

103	6	市営住宅希望者(70歳男性)が、毎月抽選に漏れ、申し込みの都度、書類を整えなければいけない。書類の簡略化や抽選に何回も漏れた人への対応を考えてほしい。				-	-	-	市営住宅の入居申し込みについては、抽選に漏れても、年が更新されるまでは一度提出された書類で、一年間は再申込みを受付しております。ただし、年が変われば税の諸証明が新たに必要になります。 また、何回も抽選に漏れた方への優遇措置は今のところ考えておりませんが、空き家が2戸以上ある住宅については、高齢者、母子世帯などが2回抽選できる優先入居制度を実施しております。(申込み状況は昨年度平均倍率2.3倍)	都市整備部 住宅整備課
104	6	生活保護を受けている人のアパートがひどいので、市営住宅をもっと増やしては？						○	住宅の建設については、秋田市住宅マスタープランに基づき建替事業を進めております。現在は、牛島清水町3号棟の建設を行っており、平成16年度には42戸の住宅が完成する予定になっております。今後も小規模な古い団地などの統廃合などを含めて団地の建て替え事業を進め入居可能戸数の増戸を図ってまいります。	都市整備部 住宅整備課
105	6	古い団地は特に高齢の人が多く住んでいます。できれば、階段に手すりを付けてくだされば大変助かります。						○	階段の手すりについては、今年度中に2階部分までの設置を完了する予定になっております。なお、来年度以降、順次最上階まで手すりの設置を図ってまいります。	都市整備部 住宅整備課
106	6	地域に残って生活しようという人が減っている。そのため高齢化がどんどん進んでいる。若い人が地域に残ろうとする(思う)ような魅力ある地域にできないか？例えば、土地は田舎の方が安いので格安で宅地開発するとか。				-	-	-	市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として定めており、開発や建築行為は厳しく制限されています。また、将来人口の推定から住宅地の外延的拡大は行わない方針です。	都市整備部 都市計画課
107	6	市街化調整区域の線引きがあるために、新しい住民が増えず、結果的に人口が減ってしまう。過疎を救う方法を教えてください。				-	-	-	市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域で、無秩序な市街化を防止するために定められた区域であります。 市街化区域の設定に当たっては、居住人口が最も基本的な指標であり、人口の増加予想、人口密度の変化予測、市街地内の人口の移動予測等が考慮されます。	都市整備部 都市計画課

108	6	農家が減少し、荒れた農地が増えてきている。農業振興地域として、(誰もやる人がいない)農地をそのままにしても、有効利用の道がない。新たに住みたい人がいたとしても、市街化調整区域の農地であるため、住宅を建てることが出来ない。地域の集会所なども建てられない。都市計画の市街化区域の線引きを変えてもよいのではないか。						○	市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域で、無秩序な市街化を防止するために定められた区域であります。 市街化区域の設定に当たっては、居住人口が最も基本的な指標であり、人口の増加予想、人口密度の変化予測、市街地内の人口の移動予測等を考慮しております。 なお、都市計画法上、「地域の集会所」については、許可になりうる案件となっております。	都市整備部 都市計画課
109	6	農業経営が不安である。担い手がいらないのか？	○					○	秋田市全体においても担い手不足傾向にあり、必ずしも各集落に担い手の確保がされていない現状にあります。農業従事者の高齢化などにより、全集落での担い手の確保は今後ますます困難になると予想されますので、他地区とも協同して農地利用集積を図るなど担い手の育成に努める必要があると考えております。	農林部 農政課
110	6	農業を守るための方策を市ではどのように考えているのか。		○				○	本市農業は稲作を基幹としながら、農業経営の安定化を図るため、野菜・花き・果樹・畜産などを組み合わせた都市型複合経営の確立を推進しております。 また、安全・新鮮・安心な地場産農畜産物の供給を促進し、生産者と消費者との相互信頼・多様な販路の確保を図るため、地産地消を推進しています。	農林部 農政課
111	6	上新城地区は粘土質で米がおいしいために農業振興地域に指定されていることは理解できる。だが、畑にも転用することも出来ないの、減反政策から除くべきと考える。		○				○	生産調整(減反)の実施にあたっては、県から配分される生産調整面積をもとに、農家の耕作面積に応じて平等に配分していることから、特定の地域を除外することは考えておりません。 また、新たな米政策では、地域が主体的に米の生産調整と水田を活用した振興作物の作付に取り組むこととされています。	農林部 農政課 農業委員会
112	6	JR駅の新設(貨物駅付近) 1. 交通渋滞解消で生活の利便性の向上のため。実現すればありがたい。 2. 泉地区の他、外旭川地区の恩恵が大きい。						○	新駅設置は、鉄道利用不便地域の解消、周辺地域の交通の利便性向上につながります。特に、北側の外旭川地区の利便性は、著しく向上するものと思われます。 しかし、請願駅であるため、駅施設・周辺の整備に要する多額の費用は地元の全額負担となることから、現段階では設置は困難と考え、むしろ、長期的な課題であると捉えています。 なお、秋田市総合都市計画では、泉・外旭川地区は、道路整備により交通機能を向上することとされています。	都市整備部 都市総務課 交通政策室

生活課題一覧（7. 環境）

分野	課 題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局	
		短期	中期	長期	短期	中期	長期			
1	7	ゴミ出しのマナーが悪い。	○			○		○	ごみの正しい出し方について、市では、「暮らしの伝言板」等で分別や収集日程をお知らせしております。 ごみ集積所は各町内会で維持管理しておりきちんと分別し、大量に出たごみは何回かに分けて出すか、直接環境センターへ持ち込んでください。	環境部 環境業務課
2	7	ゴミ出しについてだが、分別方法が変わった後、広報紙で説明しているが、非常に分かりにくい。特に高齢者は何が良くて何が悪いのか分からない状態。テレビ放送などを通じて、実物と声で説明するような方法をとれないものか。				○			ごみの出し方を詳しく記載した「暮らしの伝言板」を市内全戸に配布しておりますが、平成16年・17年度用の作成にあたり、より分かりやすいものとなるよう努めます。なお、ごみの種類は多種多様ですので、テレビなどで実物で説明することは困難です。町内会等から要請があれば、職員を派遣して、直接説明をいたします。	環境部 廃棄物対策課
3	7	ゴミ出しのマナーが悪い。最近私達の地域の周りにアパートがあちこち出来ましたが、どんな人が住んでいるのかも分からず、規則を書いてポストに入れますが、マナーが悪く本当に困っております。	○			○			アパート等共同住宅の入居者のごみ出しについては、専用の集積所の維持管理および町内と共用の場合についても、所有者もしくは管理者の責任において分別等ごみ出しルールの徹底を図り、清潔の保持に努めなければならないこととしております。特に管理の悪いごみ出しについては、建物の名前、所有者もしくは管理者の連絡先を提供していただくことにより、市で直接指導しておりますのでご相談をお願いします。	環境部 環境業務課
4	7	ゴミに関しては、出す人のマナーもありますが、集積場所が少ないのも問題だと思います。				○			現在市内のごみ集積所は5,600箇所余で、場所の確保が困難なことから、その6割以上が公道上を利用している現状にあります。利用者の適切な維持管理と収集作業の安全、効率化の向上を確保するため、20~30戸に1か所を基準としております。	環境部 環境業務課
5	7	ゴミ集積所の場所について。 ゴミ集積所が自宅の目の前にあり、苦情を受けている。移動してもいいのだが、場所の問題や仮に移動しても高齢者にとっては負担になる。(100メートル以上離れている。)すぐ隣りに地域の公園があり、その一角を使いたいのだが、市では「公園法」により使用できないと回答している。ゴミ箱を置くのではなく、一時的にゴミを集積する場所なので許可してもらいたい。自然公園法には特に町内の公園については規定していない。公園を使用できれば地域のみんなが助かる。					○		現在ごみ集積所は、5,600箇所余でその6割以上が公道上を利用している実状です。これは、ごみ集積場所に利用できる空き地等の確保が困難であり、どの町内会でも苦慮していることについては理解しております。ごみ排出は、毎日の生活上避けられないことから、市民の皆さんのご理解とご協力が必要と考えております。また、現在設置されている場所の管理者(道路管理者等)の協力がなくてはごみ収集事業は困難であり、その認識のもと、市民一人ひとりが各地域、町内のなかで理解と譲り合いの気持ちで場所の確保にご協力をお願い致します。	環境部 環境業務課

6	7	佐竹市長は当初ゴミ問題(置き場所・入れ物など)を揚げておられたので取り組みを期待していたがいっこうに進んでいない。						○	ごみ問題への取り組みについては、市全域における集積所の実態調査を踏まえ、これまで危険箇所等、対象となる1,535か所の45%において詳細調査をもとに関係町内と協議しながら改善を図っております。3年計画として今後も継続的に進めていきます。	環境部 環境業務課
7	7	ゴミ出しのマナー。他の町内の人が出して行くので困る。	○					○	ごみ集積所の位置付けは、各町内会の指定集積所とし、町内会員の責任において管理していただいております。利用者も当該町内会員となります。従って、町内外の方の利用がみられる場合は、これを禁じる立て札等の設置を講じたり、維持管理を徹底し常に清潔に努めることにより防止することも方法かと思われま。また、部外者の判明された場合は環境業務課へ連絡をしていただければ直接その方へ適正なごみ出しの指導をしておりますのでいつでもご相談をお願いします。	環境部 環境業務課
8	7	ゴミ出しの設置場所。 引っ越してきた当初、あまりにも住居が少なかったため通りを一つ越えた場所に出してました。(冬期は大変です。)ゴミ袋が二つ以上になれば車で出しに行きました。 家が何軒か増えてきたのだからゴミ置き場も増やしてほしい。ゴミ置き場に決まりとかあるのでしょうか。(距離、民家数etc) 歳をとればゴミ出しも大変な作業です。						○	1. ごみ集積所の新設・移設・廃止は、町内会長の申請により随時受け付けております。 2. 新設ごみ集積所は、開発行為や一般住宅の増加を問わず、概ね20~30戸で一家所としております。しかし集合住宅では、15戸以上入居の場合専用の集積所設置ができますが、14戸以下のものについては、当該町内会既設集積所を利用することとなり、この場合町内会と協議をし、承認を得る必要があります。	環境部 環境業務課
9	7	ゴミ問題は基本的にはその地区の住民合意に委ねられているようであるが、近年環境の美化やあるいは住民連携・強調の面から地区にとっては課題となっている。 そこで、次のことについてもっと行政の介入ができないか？ 1. ゴミ集積場所の確保。 2. ゴミ箱設置に対する助成。 3. 土日の休日前のカゴの設置の見直し。	○						市では、ごみ集積所の関係や清掃活動等については、町内会自治活動の一端としてとらえており、町内民意を尊重する立場から関係協議の場への介入はしておりませんが、美化清掃等に伴う支援については実施しております。 また、集積所への助成については設置場所の地理状況が多様であり公平性に欠けることなどから考えておりません。3については、多くの課題が生じることから、これまでどおりの対応をお願いします。	環境部 環境業務課 環境総務課
10	7	集合住宅には専用のゴミ集積場所設置を義務づけし、清掃の責任を負わせる。(収集日・収集物の分類等の遵守化)	○					○	集合住宅を新築する場合、15戸以上入居のものについては、建築確認申請の前に環境部と協議し、ごみ集積所設置計画の許可を得ることが義務付けられております。なお、14戸以下のものについては、町内の承認を得た場所の使用となります。	環境部 環境業務課

11	7	地域によってゴミの収集時間が違うのでしょうか、私の班では週2回の収集時間がいつも昼か昼過ぎですので、もう少し早めに来てほしい。(カラスの悪戯で困ってます)	○						○	ごみ収集は、午前8:30から午後3:30頃をメドに回収を終えるよう作業計画されております。市内をおおよそ二つに分け、各地区の収集曜日に合わせ45台の車両で実施しておりますが、午前中でのみの収集となると増車・増員の必要があり財政事情等を勘案すれば、実施は困難であります。	環境部 環境業務課
12	7	道路が狭い上にゴミの量が増えて、ゴミの置き場所がなく、市へゴミ集積所の新設する許可を申請したが、許可してくれなかった。集積に時間がかかるからと断られた。一般的な基準ではなく、地域の実情に併せて考えてほしい。							○	ごみ集積所設置については、市民の良好な生活環境の保全を目的とした「秋田市一般ごみ集積所設置・維持管理要綱」により、適切な維持管理や収集作業の安全と効率化の向上を確保できるように基準が設けられております。しかし、地域により地理的状况が違うことから申請受付後、交通事情や利用者の利便等詳細調査を経て町内と協議をしながら進めております。また、設置に関する相談も随時受け付けております。	環境部 環境業務課
13	7	ゴミ集積をもっときれいにやってほしい。収集車にゴミを入れる時は、もう少し時間をかけて(丁寧に)やってほしい。20秒位時間をかけゴミを落としていかない。現状より汚くしていくので、職員の教育の徹底をしてもらいたい。							○	ごみ収集については、日頃から安全、ていねい、迅速を心がけております。できるだけ速く回収して欲しいという要望がありますが、今後もていねいな積み込み作業を徹底し、環境美化を図っていく考えであります。	環境部 環境業務課
14	7	見たときは注意していますが、ゴミ指定袋に入れて出さなければいけない缶とかペットボトルを買い物袋に入れて出す人がいます。そういう袋はゴミ収集車の人に持って行ってもらえないようにしてもらえばいいかと思えます。	○							白色半透明か無色のレジ袋は家庭ごみに使用できますが、資源化物には使用できません。買い物袋に入れられた資源化物は原則として回収しておりません。	環境部 廃棄物対策課
15	7	ゴミの出し方が地区によって違っているようです。枝や木切れ等が袋に入れて出している所と袋に入れなくて出している所があります。	○							木の枝は50cm以下にして、きちんと束ねていただければ袋にいれなくてもけっこうです。全戸に配布している「暮らしの伝言板」にも掲載しております。	環境部 廃棄物対策課
16	7	高齢者はゴミの集積所のネットを持ち上げることができないので、集積所周囲に置いて行く。	○							集積所へ取り付けするネット・扉等については、女性や高齢者の方々も容易にごみの出し入れと収集後の清掃時にも力いらずのカーテン式の横へ可動する型をすすめております。これにより冬季でも楽にごみの出し入れができますので町内会員で検討されてはいかがでしょうか。なお、集積所の形態等についても相談をうけておりますのでご活用お願いいたします。	環境部 環境業務課

17	7	ゴミ置き場のカラス対策を考えてもらいたい。	○						集積所の維持管理は、利用する町内会員の責任で実施されております。カラスや犬・猫等による散乱防止対策については、利用者で相談のうえ、最適に解決方法を講ずるようお願いいたします。	環境部 環境業務課		
18	7	東京のある自治体では、ゴミ集積場が在る故に他地区住民の不法投棄が絶えないため、集積場を廃止し、時間帯を決めて家の前にゴミを出すという方法を取っている。秋田市でもできないか？						○	現在ごみ出しは、ステーション方式としております。この方式が不法投棄発生の要因とは考えておりません。また、部外者の集積所利用については、当該町内で防止立て札等の設置や維持管理の徹底により対策を講じていただいております。なお、部外者の判明された場合は環境業務課へ連絡をしていただければ直接その方へ適正なごみ出しの指導をしておりますのでいつでもご相談をお願いします。戸別の流し取り方式については、収集効率の低下、公道に面していない市民のごみ出し場所の確保、冬季における降雪による収集時間の変動等のため現在より市民サービスの低下となることが予想されることから実施の考えはありません。	環境部 環境業務課		
19	7	私の地域に最近アパートが隣り合わせの状態2棟立ち、近隣に一戸建て住宅も6棟立ちました。ゴミの集積場所について、町内会の財政的、前例の面から対応できず大きな問題となっている。隣接町内会、市環境業務課と話し合い中ですが私設は認められないので、それを認め、町内会に寄付するなどの処置ができるようにしていただきたい。	○					○	ごみ集積所については、町内でアパートや戸建て住宅が増え世帯数が多くなった場合、20～30戸の利用範囲のなかで一カ所の設置ができますので、所定の申請書により随時受け付けております。また、集積所設置については、町内会の予算の範囲内で対策を講じていただいておりますが、個人が施設をつくって当該町内会等に寄付する事等については、市では特に規制しておりませんので、双方で話し合わせ、より良い環境にできるようお願いします。	環境部 環境業務課		
20	7	転勤により新しく転入してきた人に、誰が秋田市のゴミの分別方法を教えるのか。市としてゴミの出し方について指導して欲しい。	○					○	転入届の際、市民課および土崎・新屋支所の窓口で、ごみの出し方を記載した「暮らしの伝言板」を希望者に差し上げております。なお、町内の集積所を利用することになれば、当然、町内会の代表者等にあいさつが必要でしょうし、集合住宅の場合は、その管理者の責務として行う必要があると思います。	環境部 廃棄物対策課		
21	7	ごみ収集は民間業者に任せているのか。						○	市全域におけるごみ収集は、家庭ごみ・ペット・金属類の場合は、市内中心部を直営で、周辺部を委託で行っております。その割合は直営54%委託46%となっております。また、その他資源化物、粗大ごみは100%委託収集となっております。	環境部 環境業務課		
22	7	ゴミ袋に名前を書いて、分別されていないと回収しないというルールであれば、責任の所在がはっきりする。このような方法はどうか？						-	-	-	ごみ袋に氏名を記入していただくことは、個人の生活の状況などプライバシーに関わることであり、他の人の名前をかたるおそれも排除できないため、慎重に検討する必要があります。	環境部 廃棄物対策課

23	7	アパートにはゴミの収集日を記載したカレンダーが配布されているか。					-	-	-	ごみカレンダーは、民間会社が地域の企業等から広告料を取って独自に作成しているものです。したがって、市では、配布状況について把握しておりません。なお、市では家庭系ごみの収集日程を記載した「暮らしの伝言板」を市内全戸に配布していますので、こちらをご活用いただきたいと思います。	環境部 廃棄物対策課
24	7	ごみの減量に協力したいということで、助成金をもらって生ゴミ処理器を購入した。確かに、メリットもあるのだが、その機械にいれる薬品代が月に7,000円もかかる。事前にこういう説明はなかったように思う。せつかくがんばろうとしているのだが、この調子では、機械を処分しなければならないかもしれない。	○							家庭用電気生ゴミ処理機には、バイオ式、乾燥式などの種類がありますので、それぞれの性能などについて、家電販売店やカタログなどで十分に調べたうえで購入くださるようお願いします。	環境部 廃棄物対策課
25	7	ゴミとは一体何なのかを市民も考えなければならない。昔は生ゴミが主だったが、今のゴミはトレーとかバックや余計なものが多い。専用に回収する場が必要。スーパーにも設置されているところがあるが、もっと増やすべきだ。	○				○			白色トレーは、リサイクルのため、市内のデパートやスーパーなどから回収について協力いただいておりますが、今後も協力をお願いしてまいります。	環境部 廃棄物対策課
26	7	ゴミ集積所、一斉清掃、街灯料等の共通の負担に応じない例が多い。解決策として、ゴミ袋を完全有料にして、集積所整備、環境整備目的分を町内会に還元する。	○							基本的には地域の方々の協力で対応していただきたいと思います。市ではごみ減量による成果を市民の方々に還元する仕組みを検討しておりますが、現時点ではごみ袋の完全有料化は考えておりません。	環境部 環境企画課
27	7	環境について。 町の美化を考えるとゴミのボックスの有るところとネットだけで猫やカラスから守れない所があり統一できたらと思っています。	○					○		ごみ集積施設(ネット、シート、箱、小屋等)の形態については、町内や利用者の方々の予算の範囲内でお願しております。設置場所の条件がそれぞれ違うことから、一般の通行へできるだけ支障ならないよう、また、ごみ出しの利便さや、管理が容易であること、収集作業の安全、効率化が図られるよう、場所の実状に見合った形態であることが望ましいので、統一的なものについては考えておりません。	環境部 環境業務課
28	7	ゴミのポイ捨ての無いまちに。ゴミの問題は心の問題。自分だけだったらと、人が見ていなければ何をしてもよいのか。他人の迷惑になることをやめる心が必要。自分で出来る清掃は進んでやろう。駐車場や通路にも、自転車を止めたり食べ物やジュースの空を捨てていく人がいて困っている	○							一人ひとりの心がけと地域の方々の声掛けなど自主的な取り組みを期待します。また、駐車場や通路の管理者は、管理する場所の清潔を保つようお願い致します。	環境部 環境企画課

29	7	大きい道路は皆の道路なんで、誰でも率先して掃除の協力をしましょう。				-	-	-	市道を自分の庭の一部と同じように考えていただき、大変ありがとうございます。これからも、道路環境の美化にご理解とご協力をお願いします。	建設部 道路維持課
30	7	ゴミの不法投棄には市の条例等で罰金制度を作って欲しい。				○			不法投棄は犯罪行為であり、法律で罰則規定が設けられています。	環境部 廃棄物対策課
31	7	小又地区には自転車の違法投棄が多く、看板等の設置を願うとともに、市民に教育等をする必要があるのではないかと。				○			土地等の管理者と協議の上、承諾があれば看板等の設置をします。また、不法投棄は犯罪行為であり、今後も不法投棄防止の啓発に努めてまいります。	環境部 廃棄物対策課
32	7	不法投棄があった場合、どこに連絡すれば良いのか？また、どのような対応をしてくれるのか？	○						不法投棄を発見した場合は、廃棄物対策課(866-2943)へ通報してください。その後は当課で調査を行い、投棄者などに原状回復の指導を行います。なお、自転車については、最寄りの交番に連絡してください。	環境部 廃棄物対策課
33	7	粗大ゴミの回収を以前のように無料で、年に一度くらいはやってもらいたい。山などにたくさん捨てられていて汚いと思います。						○	収集・処理費用の公平性と高齢者世帯等の対応を図るため、戸別の玄関先で収集する有料方式で今後も行います。また、不法投棄は罰せられる行為ですので、環境部へ通報をお願いします。	環境部 環境業務課
34	7	粗大ゴミ(冷蔵庫)の引き取り代が非常に高い。このことが不法投棄の一因にもつながっている。助成制度も考慮してほしいが、売る側が責任を持って回収する制度にするのはどうか。また、廃棄物の処理に何円かかるのかといった周知も大事だ。	○					○	家電リサイクル法により、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコンの4品目については市では収集せず、製造業者等が引き取って再商品化を行うシステムとなっています。不用になった家電4品目は、小売店などに「リサイクル料金」と「収集料金」を支払い、引き取ってもらうこととなります。なお、費用負担については、商品価格に転嫁するなどの方法の検討を、他の自治体とともに国に要望しているところです。また、廃棄物の処理経費などについては、広報あきたで周知しておりますが、今後も周知に努めてまいります。	環境部 廃棄物対策課
35	7	近所数軒で未だにゴミを焼いております。「今(現在)は焼いてはいけないのだ」と年老いた家族に話しているのですが、「よその家で焼いているのに、家で焼いてなぜ悪い？」と反論されるので困っています。	○						「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則として廃棄物(ゴミ)の焼却は禁止されており、罰せられる行為です。発見した場合は環境部廃棄物対策課(866-2943)へご連絡くださるようお願いいたします。	環境部 廃棄物対策課

36	7	ゴミの問題については、地域住民がゴミ捨て場を監視しておくことも有効だ。花壇をつくるとゴミのポイ捨てがなくなる。また子供達にゴミ拾いをお願いすると、一度も断られたことはない。大人の役目は環境をつくることであり、環境を整えた上で子供達の教育をすべき。	○						市ではごみ問題も含め、環境問題に関するイベントやキャンペーンを開催したり、子供向けに分かりやすく解説したパンフレット「できることからやってみよう」を作成し配布するなど、積極的に環境配慮への意識啓発を行っています。身近なところからの取り組みが重要ですので、家庭や地域での積極的な取り組みを期待します。	環境部 環境企画課
37	7	ゴミの減量や環境活動に参加する人は一部の人のみに限られています。家庭・学校・職場そして地域の人みんなで取り組みたいものです。	○						ごみの減量や環境活動は市民一人ひとりの取り組みが不可欠です。今年発足した「秋田市環境活動泉地区協議会」を中心に、地域の方々の積極的な活動に期待しております。市では当地域の方々への情報提供と物品支給等で更に支援します。	環境部 環境企画課
38	7	ゴミがたくさん落ちてるのが悲しい。一人でゴミを拾っている人を知っているが・・・。	○						市では「春の一斉清掃」や「秋の清掃月間」を全市的な運動として呼びかけております。町内会などの各種市民団体や事業所等が自主的に環境美化活動などを行う組織(環境活動地区協議会)が各地で発足しつつあります。	環境部 環境企画課
39	7	一ツ森公園のゴミの多さ、花火の残り、飲み食いのはあとあまりにも粗末。これが秋田の現状。片づける人は確かにいるのだが、何とかしたい。	○						一ツ森公園については、公園課の職員が巡回清掃を適時行っております。また、ゴミ持ち帰りの看板を各所に設置するなど啓発を行っております。	都市整備部 公園課 (管理担当)
40	7	花見の時に思うのだが、ゴミ箱を設置するから、それ以上に捨てられて汚くなるのだ。いっそ設置しない方が、ゴミを持ち帰るので、綺麗になるのではないかな。	○					○	ゴミ箱が設置されていない場合、誰かがある場所にゴミを1個捨てると、次々と増えていく状況となり、さらに、いたる所にゴミの山ができる結果となります。基本的にはモラルの問題ですが、収集にかかる業務量等を考慮しますと、1カ所に集中している方が効率的であることから、ゴミ箱を設置しているものです。	商工部 商業観光課
41	7	東京の友人の話だが、環境浄化グループをつくり、山歩きなどで自然に触れることによって環境意識の高揚に努めている。市でもチーム化のような取り組みを考えていただきたい。	○					○	秋田市でも平成14年度から、自然や環境についての地域リーダーの育成を図るため、「エコふれんど」養成講座を開講しています。今後は、エコふれんどを中心に、地域における自発的な活動が活性化していくよう努めます。	環境部 環境企画課

42	7	犬のフンの問題で、県では条例を定めたようだが、市としても徹底周知するなどの対策があれば良い。 近くの公園では子供たちが遊べないので、飼い主のモラル向上のための看板を設置してはどうか。				○			飼い犬の糞の放置は、「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」により禁止されています。違反者には、罰則として2万円以下の過料が課される場合があります。この条例については、広報等により継続して啓発に努めます。 動物の所有者等は、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」により、動物を適正に飼養または保管し、人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければなりません。本市ではこのことについても、犬猫の苦情や相談の受け付けの際や、町内会を通じての啓発チラシ配布、広報、ホームページ等により、飼い主に対して今後とも啓発してまいります。 また、犬の糞害防止看板は、町内会単位で応募していただき、保健所で配付しております。	保健所 衛生検査課
43	7	近所に野良猫がたくさんおり、糞などの悪臭に困っています。衛生面でも心配です。動物をかわいがるのはとてもいいことだと思いますが、嫌いな人もたくさんいるし、花などを踏みつけるなど私の他にも困っている人がいます。野良猫に餌を与えている方もおり、顔見知りの場合、直接も言えず、どう対応したらいいですか。				○	○		野良猫の捕獲については、規定している法律等はなく、行っていません。本市では、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づき、外で餌付けをしている方や家への出入り自由で飼養している猫の飼い主に対しては、ご近所に配慮した飼養を行うことや室内飼養に努めることを指導しております。また、飼い主が繁殖を望まない場合には、不妊去勢手術等の繁殖制限を行うよう指導しております。 本市で、近所の方が飼養する猫によって苦情の相談を受け、飼い主に対し指導を行う場合、相談者の氏名等の情報を飼い主に伝えることはありませんので安心して保健所へご相談ください。	保健所 衛生検査課
44	7	すずめばちの巣はどこが担当か？	○						個人宅のスズメバチの巣の撤去については、業者の連絡先をお知らせしております。 (秋田県ベストコントロール協会868-2511)	企画調整部 市民相談室
45	7	河川が非常に汚れている。 市民憲章大会で河川の汚れが発表されたが、その後の経過はどうなっているのか？						○	秋田市内の河川の水質は、一部に環境基準の達成されていない地点がありますが、年々改善の傾向にあります。 また、河川のごみなどについては、流域の方々が連携してクリーンアップを実施しているところではありますが、一人ひとりの心がけと流域の方々の自主的な取り組みが大切です。	環境部 環境保全課 環境企画課
46	7	浄化槽に入れられるのは、し尿だけか。一般の生活廃水を垂れ流している家があるのだが。				-	-	-	現在製造設置できる浄化槽は、し尿と生活排水を併せて処理できるものですが、平成12年度以前に設置した浄化槽は、し尿のみを処理する構造となっているもの(単独処理浄化槽)があります。この規格の浄化槽は生活排水を処理することが出来ませんので、早めに下水道等に接続するか現在の規格の浄化槽に変更していただきたいと思えます。下水道等の計画がない地域については、浄化槽設置時の補助制度がありますので問い合わせ下さい。	環境部 向浜事業所

47	7	側溝から異臭がするが、どこに相談すればよいか分からない。				-	-	-	環境保全課に連絡してください。(866-2075)	環境部 環境保全課
48	7	今までは各班ごとに側溝の蓋を上げて清掃していたが、各地区ともに参加者が高齢化となり側溝の蓋を上げることが不可能となってきている。年一度市が業者を依頼して清掃していただきたいと思う。	○			○			側溝の泥上げについては、町内会や地域にお願いしているところではありますが、一連の作業のうち、行政が行うものと町内会で行ってもらうものを区分しながら、町内会と協働して実施したいと考えていますので、事前にご相談をお願いします。	建設部 道路維持課
49	7	バイク音が大きく迷惑している。				-	-	-	整備不良車、暴走行為のバイク騒音については、警察と連携して対応してまいりますので、ご相談ください。	環境部 環境保全課
50	7	川の汚れがひどく悪臭で困っている。				-	-	-	環境保全課に連絡してください(866-2075)。	環境部 環境保全課
51	7	山ヒルが民家まで下がってきているので、環境整備のうえからも現地調査してほしい。				○		○	秋田県内のヤマヒルは、上小阿仁村・五城目町・井川町・昭和町・秋田市の一部(太平山周辺の山間部)に生息し、その範囲は拡大している傾向にあります。秋田県では、生息域調査を実施するとともに、防除方法の検討、PRなどを実施しております。秋田市でも、既存発生地域およびその周辺の町内会長と連絡を取り合い、ヤマヒルの生息調査を行うとともに、防除を実施する町内に対して薬剤の交付を行っております。今後とも、県や町内会と連携し、生息域の把握と被害防止に努めてまいります。	農林部 林務課
52	7	海岸線沿い、大森山周辺の松食い虫の被害が拡大している。伐採作業は今年進んでいたが、その後の対策はどうなるのか？	○			○			海岸線沿いおよび大森山周辺につきましては、飛砂・風害・土砂崩壊等の防備を目的とした保安林内区域を中心に、引き続き松くい虫被害木の伐採処理を実施してまいります。区域以外の被害木につきましては、今後も立木の所有者や管理者等に働きかけ、適切な処理が実施されるよう指導してまいります。なお、由緒ある松並木や町内沿線の景観を松くい虫被害から守るため共同防除を実施する町内会に薬剤を交付する制度がありますので林務課にご相談ください。	農林部 林務課

53	7	浜田にサルが出る。子どもに危害を加える可能性があるので、行政でも対応を教えてください。7号線、キャンプ場に出没する。	○			○			<p>好奇心の強い「離れザル」は、人里近くに現れることもしばしばありますが、見かけても①絶対にエサを与えない(キャンプ場の残飯を適切に処理する)。②サルに近づかない。③サルにさわらない。以上の3つのことがらに注意して、特に問題がなければそっとしてあげることが大切です。</p> <p>公園利用者や地元の皆様および運転者にもこのことを守っていただき、人里での暮らしが決して快適でないことを「離れザル」に教え、出身地の森林地帯への復帰や群れへの合流を促すことが必要であると考えます。</p>	農林部 林務課
54	7	道川地区に昔の油田があり、その原油が用水路を通じ、田に流入してくるので対策を講じてほしい。かつて調査してもらったが、帝国石油の処理が悪かったからという報告で終わっているが、帝石がいなくなった今、行政として対策を講じる責務はあるのではないか。					○		<p>同地区の廃坑跡は100箇所以上ありますが、現在、鉱区の設定がなされておらず、責任をもって対応できることはありません。国では現在、油の湧出を止めるための技術開発を行っておりますので、その状況を見守るとともに、秋田県や土地改良区と協力し下流域への油の流出防止に努めてまいります。</p>	環境部 環境保全課

生活課題一覧（8．防災）

分野	課題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局
		短期	中期	長期	短期	中期	長期		
1	8	高齢者に対する避難指導者、各町内の避難場所の確認。	○			○			総務部 防災対策課
2	8	自主防災組織は、若い人で名簿を連ねても実際は働いているし、かと言って高齢者で組織しても、いざという時に機能しないと思う。 よって、組織作りは不要である。両隣等近隣で避難体制を作るような、現実に行えることをしていかなければならない。近所同士仲良くすることや、見守り等の日頃の活動を大切にしていかなければならない。	○					自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、ご指摘の「両隣等近隣で避難体制を作る」ことや「近所同士仲良くすること」、そして「見守り等」が、実は広い意味での自主防災活動といえます。このような意味で、人々が自主防災活動を通じて交流し、地域の安全や防災に関する意識を高め、地域住民の連帯意識を醸成していくことも自主防災組織の活動の一つとご理解ください。	総務部 防災対策課
3	8	高齢者の一人暮らしも多く、地震や災害の時を考えると心配である。	○			○		災害時における高齢者の安全を確保するには、周囲の人々や地域が一体となった取り組みが必要となります。このため、町内会や自主防災組織などが平常時から高齢者などの災害弱者の状況を把握するとともに、災害時連絡網の整備や避難誘導等の訓練の実施など、災害発生時において適切に対応できる体制づくりが必要と考えております。特に、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行なう自主防災組織は、地域防災の要であり、市としても各町内会へ自主防災組織の結成をお願いをしているところであります。またこのほかに、高齢者を対象にした防災講演会を実施するなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。	総務部 防災対策課
4	8	町内に若い人がいなくなり、高齢者ばかりのため、なにかあったら大変で、そうした場合どうなるのか心配。	○			○		災害時における高齢者の安全を確保するには、周囲の人々や地域が一体となった取り組みが必要となります。このため、町内会や自主防災組織などが平常時から高齢者などの災害弱者の状況を把握するとともに、災害時連絡網の整備や避難誘導等の訓練の実施など、災害発生時において適切に対応できる体制づくりが必要と考えております。特に、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行なう自主防災組織は、地域防災の要であり、市としても各町内会へ自主防災組織の結成をお願いをしているところであります。またこのほかに、高齢者を対象にした防災講演会を実施するなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。	総務部 防災対策課

5	8	市の方から各町内ごとの防災についての組織を作ることと進められておりますが、私の地域では高齢者が多く各世帯に存在しております。組織を作れと言ってもその家の高齢者を守ることに精一杯なのではと思います。例えば、避難指導班長や防火の班長などのなり手がいないのが現状です。 町内によって単位を小さくしないで組織の地域を少し広くすれば班の組織もできるのではないのでしょうか？	○						自主防災組織が結成に至らない原因として、日中における防災要員の不足、町内会役員の高齢化、さらにたとえ結成しても若い方が活動に参加しづらいため、高齢者のみで防災活動を行なうことへの不安などがあることは聞いております。これらを踏まえ、自主防災組織の組織形態を「避難誘導班」「救護班」「消火班」等とこだわらなくてもよいこととしております。ご質問のような状況の場合は、町内会の規模に応じた、身近で活動可能な「班」で編成し、特に災害発生時は、何よりも避難誘導を最優先に行なっていただくようお願いしたいと考えております。 また、世帯数のバラツキ等により、1町内で組織結成が困難な場合は、複数の町内で結成することも考えられます。	総務部 防災対策課
6	8	防災(老人ホーム) 特に夜間の火災発生時等のホームの利用者の避難が心配です。夜間は宿直体制であり、100人の利用者に対して2名の宿直体制となっています。 災害があった場合は地域のご協力(体制等)があればいいとおもいます。	○			○			社会福祉施設の災害対策については、地域防災計画に基づき災害から高齢者など災害弱者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全確保に努めるよう施設管理者に対し指導しているところであります。また、地域の協力体制につきましては、町内会や自主防災組織へ地域課題として取り組むようお願いしておりますし、平成13年度の秋田市総合防災訓練においては、社会福祉施設からの出火を想定した自衛消防隊による初期消火のほか、町内会による入居者の避難誘導補助、地域消防団の火災防ぎょ訓練を実施し、実効ある体制づくりに努めているところであります。	総務部 防災対策課
7	8	自主防災組織の用具を揃えるのに、市から補助があるのは良いが、組織の規模に比例して点数化され、小さい組織だと必要な物がそろわない。大小に関わらず、必要な物はあるのだから、ひとつおりの物をそろえられるよう、点数制を見直してほしい。				○		○	防災資機材の助成は限られた予算の範囲内での助成でありますので、必ずしも100%要望に応え切れていない現状であります。国の補助制度の活用などにより少しでも多くの組織からの助成申請に応えていくよう努めてまいります。 また、点数制度の見直しや、組織の大小を問わず等しく防災資機材を配布することについても現状では困難であります。不足分の防災資機材等については自らの地域は自ら守るという趣旨をご理解いただき、各組織での購入も検討していただくようお願いいたします。	総務部 防災対策課
8	8	防災通報の確立。						○	秋田市では災害発生時市民への情報伝達(防災通報)の手段として、インターネットによる「秋田市ホームページ」を利用した災害情報の発信や、緊急時専用FAX電話を活用した放送各社への災害情報の提供を行っているところであります。また、局部的災害に対しましては、消防、警察車両による広報やヘリコプターによる上空からの広報を行っております。さらに、現在新たな情報伝達の手段として、あらゆる媒体への情報提供が可能である「災害時情報提供システム」の構築に取り組んでいるところであります。しかしながら、災害時には予想外の事態が発生することも考えられることから、今後は更なる市民への情報提供手段を検討していくとともに、防災関係機関との連絡体制強化、被害情報の収集、緊急対策の検討、市役所内関係各課の配備・勤員体制などについて再検討し、万全を期していきたいと考えております。	総務部 防災対策課

9	8	地域の消防団員は主に勤め人なので、日中の火災が心配である。	○						消防団については、地域の消防活動の要として高く評価され住民からの信頼を得ているところです。さて、市内各消防署所および消防車両等は、常備消防体制について昼夜を問わず機能しております。今後とも市民のみなさんの火災予防へのご協力をお願いいたします。	消防本部 警防課
10	8	先日宮城県の方で地震がありました。いつ我町にも地震が来るかわかりません。町内ごとに防災についてもっと事こまかく、マニュアル作りをしたほうが良いと思います。(例としてひとりぐらしマップなど)	○						町内ごとの防災マニュアルにつきましては、各町内の街区状況等がそれぞれ違いますので、自主防災組織を結成していくなかで、地域の事情に最も精通している住民自らが危険箇所の洗い出しやひとり暮らし世帯の把握などを行っていただき、地域にあった防災マニュアルを作成していただいております。なお、マニュアルを作成するための資料の提供および技術的手法などについては、積極的に協力してまいります。	総務部 防災対策課
11	8	災害の時の避難場所がわかりませんのでよろしく願います。町内の皆さんによく聞かれますが、返事が出来なくて困っています。	○						秋田市では平成10年度の地域防災計画修正に伴い、各学校毎の避難所や避難場所が網羅された防災カルテを作成し、図書館や公民館、各地域センターなどに、地域住民の方が閲覧できるよう配布しているところがあります。またこれらについては、市のホームページ上でも公開しております。さらに、平成14年度には、秋田市内の避難場所を図面化したA3サイズの「秋田市避難場所案内図」を作成し、各自主防災組織および全町内会長に送付しておりますので、それぞれの地域の避難場所の確認に役立てていただきたいと思います。なお、全世帯に配布することは、制作費が高額なことから困難です。	総務部 防災対策課
12	8	車でいつも通行していますが、救急車のサイレンが接近するまでわかりずらいことが多いので、信号等を利用して進行方法が早くわかるように工夫してほしい。	○						救急車等緊急自動車のサイレンは、「道路運送車両の保安基準」により、音の大きさの基準が定められております。また、信号等道路標識は都道府県公安委員会が設置し、その種類、様式は内閣府令、国土交通省令に定まっていることから、市として対応できないものとなっておりますので、一般ドライバーの方々が運転中はラジオの音を低くする等により緊急車の接近を早期に確認いただきますようご協力とご理解をお願いいたします。	消防本部 警防課
13	8	大雨の場合、水はけが悪いために夜・夜中に近所で起きて様子を見に行ったりしています。				-	-	-	大雨の場合は、浸水防止を図るため、関係機関などと連携を図り、また、地域住民の情報提供をいただきながら、パトロールなどを行い対策に努めておりますので、何とぞご理解をお願いいたします。	建設部 道路建設課
14	8	救急車、消防車が入れるように道路の拡張を！！	○					○	緊急車両が入れない道路は市道認定されていない場合が多く、同基準を満たす幅員確保について地域関係者でのご検討をお願いいたします。なお、市道交差点において車両が曲がりにくい箇所については、用地協力について土地所有者等のご理解が得られれば隅切りの設置を検討してまいります。	建設部 道路建設課

15	8	<p>日頃から思っていたり考えていたりしていることの中から一つだけ言わせてもらえば、「災害時の避難場所」についての質問をします。</p> <p>秋田市としては災害時の避難場所の指定、または決定はどのような基準で実施しているのか？そしてその内容は例えば、地域的に面積的にとか距離的にとか、建造物の必要の有無とか。さらに建造物の建設計画やその建設面積など避難場所に関する考え方を知りたい。</p> <p>陳情運動が激しければ、早く建つのか周辺町内のまとまった活動の中から決まっていってとか・・・。</p>							<p>避難場所の指定は、地域防災計画の中で小・中・高校・高等専門学校等のグラウンドおよび0.25ha以上の面積を有する都市公園、また、広域避難場所については、面積が概ね10ha以上の公園など一定の指定要件を満たした最適な場所を指定することになっております。さらに、避難所については地震被害想定結果を参考に安全な場所を考慮し指定しており、具体的には炊事、宿泊等の利便性を考慮し、小・中・高校・高等専門学校・大学・各種学校・公民館・コミュニティセンター等の公共建築物とされています。現在指定されている避難場所、広域避難場所および避難所については、このような指定基準に基づき、市役所内外の防災関係機関で構成される秋田市防災会議の審議を経て指定されているものであります。なお、新規に指定する場合は、これらの指定要件のほか地域的なバランスや安全面を考慮し検討することになります。</p>	<p>総務部 防災対策課</p>
16	8	<p>1. 災害対策・方法？ 2. 災害時避難場所誘導者の方法？ 3. 同上の場合の連絡方法は？</p>	○			○			<p>1. 災害の被害を軽減するには、行政、地域社会、そして個人のそれぞれの立場で取り組む必要があります。市では、緊急救援物資を備蓄するなど地域防災計画に基づいた防災体制の充実強化に取り組んでおりますし、地域社会においても、町内会単位で自主防災組織を結成し、避難場所の確認や初期消火訓練などを通して地域の防災力を高めていただきたいと思います。また、個人においては非常持ち出し品の備蓄や家族の連絡体制などの防災対策が必要であります。</p> <p>2、3. 災害が発生した場合、消防等の公的機関が多数の被災者に対し迅速に対応することは困難であり、避難場所への誘導は地域住民が相互に助け合って避難していただくこととなります。市としまして、「秋田市ホームページ」を利用した災害情報の発信や放送各社への災害情報の提供など、あらゆる手段を活用して市民へ情報提供を行なっております。災害情報を活かすためにも、地域防災の核になる自主防災組織の結成をお願いしておりますが、例え結成に至らない場合であっても、町内会独自の災害時連絡網の整備、あるいは災害弱者の把握や安否確認が必要と考えております。</p> <p>なお、市としては、今後とも災害に対する住民意識の高揚を図るとともに、自主防災組織が地域に根ざした安全で災害に強いまちづくりを積極的に支援してまいります。</p>	<p>総務部 防災対策課</p>
17	8	<p>災害時避難場所が明確でない。対応がわからない。(地域看板がない)</p>	○						<p>秋田市では、避難場所として99箇所指定しており、そこへの避難路を明確にするため、避難場所の案内標識と誘導標識を設置しております。</p> <p>市民への周知については、市のホームページで公開しているほか、避難場所地図を作製し、市民や学校、事業所からの求めに応じて配布しております。さらに、図書館、公民館、地域センターへ配布している「秋田市防災カルテ」により確認くださるようお願いいたします。また、平成14年度には、秋田市内の避難場所を図面化したA3サイズの「秋田市避難場所案内図」を作成し、各自主防災組織および全町内会長に送付いたしましたので、それぞれの地域の避難場所の確認に役立てていただきたいと思います。</p>	<p>総務部 防災対策課</p>

18	8	自主防災組織の設置要請はされているが、町内住民の避難場所が不明確であり、仮にこちらで場所を指定できるのであれば、県の所有地であろうとも交渉してもらいたい。							○		市内の避難場所については、各学校区域ごとに、避難場所や避難所を示した防災カルテを図書館、公民館、各地域センターに備え閲覧できるようにしているほか、市のホームページ上でも公開しておりますが、今後更に周知に努めてまいります。また、避難場所の指定要望については、要望する場所が秋田市地域防災計画に定める避難場所の基準に適合するかどうか、その安全性、周辺的环境状況及び避難誘導状況を十分に調査した上で、防災関係機関の委員で構成される秋田市防災会議で指定することになります。ご指摘の土地について具体的にご教示いただければ、指定の必要性を含めて検討いたします。	総務部 防災対策課
19	8	避難場所まで遠くでは、そこまで行くのに倒れてしまう。	○								身近な児童公園および児童館等への避難については、地震直後の大きな揺れがおさまるまでの一時避難場所として活用し、揺れがおさまった後、周囲の安全を確認したうえで指定避難場所あるいは避難所へ避難してくださるようお願いしております。	総務部 防災対策課
20	8	消火栓マップがほしい。									消火栓の使用については、消防が火災の現場に対する給水を維持するための緊急の措置であることから、その所在について広く公開する必要はないと考えますのでご理解をお願いします。	消防本部 警防課
21	8	秋田県では、いつ大きな地震が起きるかわからない状況であり、震災診断について、県・市は、助言や補助等の施策をするべきではないだろうか。							○		平成15年度中に住宅の耐震改修及び耐震診断の促進を図るため、耐震改修に関する相談窓口の開設や、パンフレットやホームページによる市民に対する情報提供を行うとともに、自宅の耐震性について自己診断できる簡易耐震診断書を提供し、地震災害に対する住民の防災意識の高揚を図ります。	都市整備部 住宅整備課
22	8	住宅地に危険な(今でも倒れそうになっている)ブロック塀が見受けられます。地震などの災害時が心配です。							○		年2回(3月・9月)ではありますが、「建築物防災週間」の期間中、小学校の通学路を対象に、地区を定めて順次コンクリートブロック塀等の状況調査を実施しております。その結果、危険と思われる塀等の所有者に対して改善を求めるなど、安全な措置を講ずるよう文書通知による指導をしているところです。なお、期間中にかかわらず、不安なブロック塀等について連絡をいただければ、調査の上適宜対応してまいります。	都市整備部 建築指導課
23	8	太平川の水害問題の解決を！ 毎年雨が降るたびに夜も眠れずに心配している。川辺の住民の苦しみを解決してほしい。 昨年の水害は特にひどかった。							○		太平川につきましては、河川管理者である県が改修を実施しておりますが、改修は長期にわたる事業であることから、緊急度や優先順位を考慮し進めていると伺っております。市といたしましても、改修の必要性は十分認識しておりますので、今後も県に対して引き続き強く要望してまいります。	建設部 道路建設課

24	8	下新城笠岡に住んでいる者です。新城川が雨が降るたびに家が流されるほど溢れてしまいます。何度か改善してくれるようお願いしたのですが、金がかかるということで何の対策も立ててくれません。雨が降るたびに畑や家が被害を受けてしまいます。水が引けてきてから見に来て写真を撮るだけで納得できません。							○	新城川につきましては、河川管理者である県が改修を実施しておりますが、改修は長期にわたる事業であることから、緊急度や優先順位を考慮し進めていると伺っております。市といたしましても、改修の必要性は十分認識しておりますので、今後も県に対して引き続き強く要望してまいります。	建設部 道路建設課
25	8	一人暮らしの火の元の始末。	○							自主防災組織を結成していくなかで、地域の事情に最も精通している住民自らが危険箇所の洗い出しやひとり暮らし世帯の把握などを行っていただき、地域にあった防災マニュアルの作成をお願いしております。	総務部 防災対策課
26	8	町内に空き家が多くなり、空き巣や火災の心配がある。交番や消防に相談しても現段階では自分のことは自分で守らなければならない状況である。空き巣などに狙われたらどうにもならないような感じがする。何か良い方法・方策（地域住民、近所の人々）の例はないのだろうか？	○							防犯活動は、第一義的には警察の業務であります。警察のみで対応することは物理的に困難でありますので、地域のみなさんの協力が不可欠と考えます。各地区には防犯協会の支部が設置され、地域のみなさんが日頃の防犯活動に取り組みまれていますので、ご協力をお願いします。また、災害に対しては、総務部防災対策課において自主防災組織の支援をしております。	市民生活部 自治振興課
27	8	災害の避難場所についても地域ごとに色別し、市民に配布して欲しい。							○	秋田市では平成10年度の地域防災計画修正に伴い、各学校毎の避難所や避難場所が網羅された防災カルテを作成し、図書館や公民館、各地域センターなどに、地域住民の方が閲覧できるよう配布しているところがあります。またこれらについては、市のホームページ上でも公開しております。さらに、平成14年度には、秋田市内の避難場所を図面化したA3サイズの「秋田市避難場所案内図」を作成し、各自主防災組織および全町内会長に送付しておりますので、それぞれの地域の避難場所の確認に役立てていただきたいと思います。なお、避難場所案内図については、その制作費が高額なことから、現状では全世帯に配布することは困難であります。	総務部 防災対策課
28	8	避難場所について表示してある箇所もあるが、グラウンドなどでは網が高くどこから入ればよいのか分からない。入り口が分かるような工夫をお願いしたい。今のままでは宝の持ち腐れとなる。例えば、天候悪い時でもグラウンドなのか、建物ならカギはどうなるのか。カギの保管者は誰なのか。明確にするよう配慮して欲しい。							○	災害時に混乱しないよう、指定避難場所の施設管理者と協議をし配慮しております。	総務部 防災対策課

生活課題一覧（9. 情報提供）

分野	課 題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局
		短期	中期	長期	短期	中期	長期		
1	9				○			行政計画の策定にあたっては、財政事情や財政計画も十分に考慮したうえで行ってまいります。第10次秋田市総合計画に基づき市が行っている各種事業の進行状況や成果については、事務事業評価を行っており、この結果についてはホームページに掲載し広く公表しております。市民への各種計画の総括や評価の情報提供については、より有効な方法により行うことができるよう、今後も研究してまいります。	企画調整部 企画調整課
2	9				○			市民一人ひとりが主体的にボランティア活動やNPO活動等に参加できるようにするため、市では、非営利の各種市民活動の促進に向けた施策の基本方針を策定した上、各種の促進施策を推進していくこととしております。	企画調整部 企画調整課
3	9				○			行政が作成する文書や計画等については、広く一般に知られかつ使用するにふさわしい用語、表現により作成することに努めてまいります。	企画調整部 企画調整課
4	9			○			○	各地域の特徴などについては広報やテレビでも取り上げていきたいと思いますが、学校の地域学習なども地域を知る良い機会だと考えます。	企画調整部 広報課
5	9				○			市への要望または要望先がわからない場合は、市民相談室広聴担当(電話866-2039)へお問い合わせください。	企画調整部 市民相談室
6	9						○	町内や地域の要望意見等については、市民ミーティング、対話集会や市長への手紙、メールを利用した市民の声等で機会あるごとにその把握に努めていきます。	企画調整部 市民相談室

7	9	秋田はまだであるが、今秋からテレビのデジタル放送が開始されるが、将来的にはこれを利用した市民への情報提供ができるようにすべきではないか？							○	これまでも、広報紙をはじめ様々な媒体を利用して情報提供を行ってきておりますが、近年においては、インターネットなど情報通信基盤の積極的な活用にも努めております。今後開始される地上デジタルテレビ放送については、その普及状況と有効性を十分に調査のうえ、情報提供媒体としての利用を検討してまいります。	企画調整部 情報政策課	
8	9	市のホームページを見ると、知りたい情報を引き出しにくいので非常に難儀する。情報を出す側と受ける側の意識に大きな差というか隔たりがあるのではないか。どこに聞けばきちんと答えが返ってくるのか分かれば、それだけで印象ももっと違うものになると思う。							○	本市ホームページは、開設以来、常に「使い易いホームページ」の構築を心掛けてまいりましたが、昨年度実施された全国の地方自治体を対象としたホームページ調査において、閲覧の容易性を含め総体的に高い評価をいただいております。今後とも、この結果に満足することなく、一層の操作性の向上や記載内容の充実を図るなどして、市民の皆様にとって利便性の高いホームページの作成に努めてまいります。	企画調整部 情報政策課	
9	9	市の工事(下水・橋・水道など)のときに事前の説明はいろいろあるが、工事中は音沙汰なしで工事が終わっても何もなし。町内に迷惑かけているのだからしっかりしてもらいたい。							○	工事着手後についても、重要な事項については、お知らせするようしておりますが、今後、町内会との連絡を一層密にしていきたいと考えております。	建設部 道路建設課 水道局 建設課 下水道部 下水道建設課	
10	9	地域に対しての連絡方法について。情報化の中で行政・個人・その他などのチラシが頻繁に入るため、一般の方は見ないでほとんど捨ててしまうのではないか。行政の宣伝や広報などは横の連絡をとって発行してもらいたい。							○	ご指摘のような問題もありますので、市ではむやみにチラシ類を配布せずにできるだけ広報あきたにより情報提供するようしております。また、広報あきたとは別に文書を配布する場合も、広報あきたの発行日に併せて配布するよう留意しています。	市民生活部 自治振興課	
11	9	コミセンの場所の案内がないので、他地区の人が困っている。							○	コミュニティセンターの場所については、市民便利帳や秋田市ホームページに掲載し、周知に努めることとしております。	市民生活部 自治振興課	
12	9	地域センターを使用する行事に参加したいときもあるけど仕事の関係で出来ないのでのどのようなことで利用されているのか知りたいと思います。						-	-	-	地域センターは、地域の各種団体の会合や市主催の行事などに利用されておりますが、地域性に併せた活動も行っている施設もありますので、具体的には個別の地域センターに直接お尋ねくださるようお願いします。	市民生活部 自治振興課
13	9	情報提供が社会にいかに必要な大きな問題である。各地域には各種団体があり、積極的に役割を果たしているが、役員の円滑な継承も難しく、適切な情報提供の希薄さが大きな課題になっている。提案として、市役所職員が仕事を通して各分野で活動しているので、地域での各種団体(町内回答も含めて)の諸会合に積極的に参画し、情報提供の中心になってもらいたい。							○	秋田市では、多くの媒体を通じて様々な情報提供に努めているところではありますが、職員の地域活動への参加も行政の情報提供の一手段でありますので、それも含め、今後有効な情報提供の手法を検討してまいります。	総務部 人事課	

14	9	建設部などとやりとりをする機会が多いが、電話などしたときに、「担当が違うののうちでは対応できない」とだけ言われてしまうことが多い。「この件についてはこの課でおたずねしてください」という回答をできないものか。					○		日頃より、市民サービスの向上に向けて、あらゆる機会をとらえて職員の意識啓発を行い、市民の皆様にご満足いただけるような対応を目指しておりますが、今後も職員の研修等を通じて、適切・迅速・丁寧な対応に努めてまいります。	総務部 人事課自治研修センター
15	9	行政は各組織が極めて分かりづらい。総合案内的な窓口を作って欲しい。					○		本市では、市民サービスのより一層の向上を図るため、窓口関連課職員を委員とする「窓口業務検討連絡会議」を設置し、今後の窓口業務のあり方について検討を始めました。現在、窓口に関する市民の皆様の声を伺うための「窓口サービスに関する市民アンケート(9/8~30実施)」や、各課所室における窓口業務に関する現状と課題を整理するための「窓口業務調査」を実施しているところです。今後、これらの調査結果を踏まえた上で、将来における総合窓口の必要性も含め今後の窓口業務のあり方を検討し、目指すべき窓口サービスの実現に向けた課題の整理を今年度中に行う予定となっております。 なお、現庁舎における、一箇所で複数の手続きを可能とする、いわゆる「総合窓口」の設置については、現庁舎の限られたスペースの中では非常に難しいと考えておりますが、将来の窓口サービスのあり方を検討する中で、「総合窓口」の必要性等について検討してまいります。	総務部 総務課
16	9	老人は医療費があまりかからないと勘違いしているようですが市役所からの医療会計報告を見ると大変な金額になっていて驚きです。老人の集会などでしっかり説明してほしいです。					○		高齢者学級や老人クラブの集まりなど、地域から要望があれば職員が出向いて説明をいたします。	福祉保健部 障害福祉課
17	9	地域で支援を必要とする人の情報が少ないので手助けしたいが出来ないでいる。情報をもっと多くの人に出してくれると手助けが出来人も多くなると思う。	○						福祉サービスの提供を受けている方の情報については、プライバシーの観点からも、行政としては、守秘義務上お知らせすることは困難です。 その一方で、福祉サービスの提供を受けていなくても、何らかの支援を必要とする人は地域には相当存在していると思われますので、これまで同様、地域の中での見守り・支え合いによって、こうした方々の早期発見についてご協力をお願いいたします。	福祉保健部 福祉総務課
18	9	地域内でも福祉関係諸団体・諸グループが多く細部が不明の場合が多い。地域中心部に福祉情報拠点を設け、情報を提供出来るように考えるべきではないか？					○		現時点の財政状況を勘案すれば、小学校区などの地域ごとに、福祉情報拠点を新設することは困難であると考えられます。 なお、平成16年3月に策定する秋田市地域福祉計画は、秋田市全域を一区とした計画書ですが、次の段階として、地区ごとの計画書づくりが必要であると考えており、その中で、ご指摘のようなことが可能となってくることが理想的であると考えられます。	福祉保健部 福祉総務課

19	9	老人についてですが、手続き等について、本庁に出向かなくても地区のコミュニティセンターでできることを詳しく何らかの形でお知らせしてほしい。(例えば福祉バスの更新など)					○	これまで、広報誌等で情報提供を行ってきており、おおむね65才以上のひとり暮らしなどで援助が必要な方を対象としたサービス等についても、随時、広報あきたへの掲載や「高齢者のためのくらしのしおり」の配布等でお知らせしているところですが、今後も情報提供の方法等を検討しながら周知に努めてまいります。 また、虚弱・寝たきり・痴呆などの高齢者や、そのお世話をしている家族の方が、在宅介護についての悩みや疑問を相談できる窓口として、在宅介護支援センター(市内21か所)がありますのでお気軽にご相談ください。 高齢者専用回数券につきましては、資格証明書の申請・更新の取り次ぎを上北手地域センターで行っております。どうぞご利用ください。	福祉保健部 高齢福祉課
20	9	介護保険料など年金から引き落としされておりますが、どの様に配分されて使われるのか資料とか情報だけでは理解できない人が大勢います。町内で会合などの集まりを開き(小さな集まり)説明していただくとその他いろいろな問題も出て解決できるのでは。					○	地域から要望があれば職員がお伺いしてご説明いたします。	福祉保健部 介護保険課
21	9	近所の高齢者に問われました。地域福祉の仕組みが分からない。利用の方法が知りたいと。	○				○	福祉・医療・年金をはじめとする社会福祉・社会保障制度は、広範多岐に及んでおりますので、今後は、市民の皆様の心配ごとについて、テーマを絞ってじっくりと話し合いをしていきたいと考えております。地域の中で、そのような機会を設定していただければ、制度に精通した職員が積極的にお伺いさせていただきますので、お声をかけてくださるようお願いいたします。	福祉保健部 福祉総務課
22	9	社会福祉サービス機関とその内容を知りたい。色々なボランティア機関で説明されるが、やはり分かりやすく書類等で常に家庭に備え付けていつでも電話などで申し込めるようにしたい。					○	各種サービス内容やサービス機関をお知らせするために、「高齢者のためのくらしのしおり」や「障害者のためのくらしのしおり」、「子育て情報誌」を作成しておりますので、ご活用いただきたいと思います。 なお、「高齢者のためのくらしのしおり」と「障害者のためのくらしのしおり」については、対象世帯に4、5年に一度全戸配布するよう努めているところです。	福祉保健部 福祉総務課
23	9	道路工事、下水道工事など、工事前の説明はされるが、終了の報告がない					○	工事着手後についても、重要な事項については、お知らせするようになっておりますが、今後、町内会との連絡を一層密にしていきたいと考えております。	建設部 道路建設課 水道局 建設課 下水道部 下水道建設課

生活課題一覧(10. ボランティア)

分野	課題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局	
		短期	中期	長期	短期	中期	長期			
1	10	地域でボランティア活動に参加する人が少ない。時間や余力がありそうでも、バカにして行動しない場合が多く見える。福祉行事にボランティアを期待するのであれば、行政の中でもボランティアの育成する専門部門が必要だ！						○	<p>秋田市では、秋田市社会福祉協議会に「秋田市ボランティアセンター」の運営を委託しております。「秋田市ボランティアセンター(862-9774)」は、ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動をしたい人との橋渡しをしています。電話をすることが容易ではないとのことですが、各種のボランティア講座も随時開催しておりますので、未経験の方もお気軽にご相談下さい。</p> <p>また、市民一人ひとりが主体的にボランティア活動やNPO活動等に参加できるようにするため、市では、非営利の各種市民活動の促進に向けた施策の基本方針を策定した上、各種の促進施策を推進していくこととしておりますが、その中で市民活動に関する施策についても検討していきたいと考えています。</p>	福祉保健部 福祉総務課 企画調整部 企画調整課
2	10	ボランティア活動に対して何か援助はないものか。						○		
3	10	保育園でも地域とのかかわりを持ちたいと思い、活動していますが、保育園の子供達とぜひ遊びたい、活動したいというグループ団体はあるのでしょうか。	○					○	秋田市社会福祉協議会に「秋田市ボランティアセンター(862-9774)」を設置し、ボランティアをやりたい人(団体)とやってほしい人(団体)の登録、橋渡しをしておりますのでご利用ください。なお、地域には、民生・児童委員協議会や保育に関心を持つグループ等が存在すると思われますので、保育所側からの積極的な働きかけにより、連携体制を構築していただければありがたいと思います。	福祉保健部 児童家庭課
4	10	今後の高齢化問題に向けて子供たちに体験活動やボランティア体験をさせたいと考えている。しかし、生徒数が多いうえどんなどころで受け入れてくれるのかかわからないので、そうした情報を提供してくれる場があれば嬉しい。	○					○	<p>小・中学校での「総合的な学習の時間」の実施により、「福祉」や「ボランティア」をテーマにした学習に取り組むケースが増えていることは喜ばしい限りです。</p> <p>秋田市福祉事務所(866-2092)はもちろん、秋田市社会福祉協議会(862-7445)、さらには、お近くの福祉施設などは、いずれも日頃から、将来の人材育成のために可能な限りのお手伝いをしておりますので、ご遠慮なくご相談下さい。</p> <p>ただし、明確な目的もなく、ただ漠然と「福祉」や「ボランティア」について指導してほしいと言われる相談が増えていることも事実です。</p> <p>年間スケジュールを立て、最低でも、①体験の事前学習、②実際の体験、③体験のふりかえりというような、体系的な取り組みをしてくださるようお願いいたします。</p>	福祉保健部 福祉総務課

5	10	公的資格のある人(介護福祉士など)は、地域にたくさんいると思う。私もはわからない。市では把握しているか。プライバシーの問題はあると思うが、地域の財産なので、地域に教えていただきたい。				○			市では秋田市社会福祉協議会に秋田市ボランティアセンターを委託しておりますが、資格をとってその能力を活用したいという人が地域貢献できるように、今後とも適切な情報提供に努めます。	福祉保健部 福祉総務課
6	10	児童センターに、保育士の資格を持った人を配置するなどしてうまく運用すれば、子育てボランティアの拠点として活用できるのでは。	○						児童館・児童センターでは、保育士や教員免許を有する児童厚生員を2名以上配置し、毎日子どもたちに遊びの指導をしています。また、児童育成クラブというボランティア組織があり、行事の際など児童厚生員だけでは人手が足りない場合に手伝っていただいているほか、主催行事等を実施していただいています。	教育委員会 生涯学習室
7	10	今、町内会推薦による福祉協力員制度というものがありますが、この会の位置づけを考えてもらいたい。地区の社会福祉協議会の傘下に置き、市・県の制度に持っていったらえたらその活動もより能動的になるのではないだろうか。常に考えていることである。				○			福祉協力員は秋田市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会に依頼し、町内会長の推薦により地区社会福祉協議会が委嘱しているものあり、住民同士の支えあいの活動としてご協力いただき、更に福祉の輪を広げていこうとするものであります。	社会福祉協議会
8	10	秋田には素晴らしい伝統文化が数多くある。その中でも竿灯の見学を高齢者の方々は懐かしくて参加(見学)したいと考えているようでした。そこで市職員やその他の若い方々にボランティアをやっていただきたい。「棧敷」も無料で場所も確保して下されば良い。				-	-	-	竿燈まつりは「竿燈まつり実行委員会」によって運営されており、その運営費のほとんどが棧敷席料と民間企業等の協賛金などによって賄われております。しかしながら、昨今の景気状況により、協賛金は減少の一途をたどっており、棧敷席料に頼らざるを得ない状況となっております。現在、約11,000席ある棧敷席の内、約700席を社会福祉施設等へ無料で配布したり、車椅子の方のスペースを確保したりとバリアフリー化に努めておりますが、一般の高齢者の方々すべてを対象にできるまでには至らないのが現状です。以上からご推察のうえ比較的 safely 観覧できる棧敷席をお求めのうえ竿燈まつりを楽しんで頂きますようお願いいたします。	商工部 商業観光課
9	10	子育て支援のボランティアをしていますが、支援の手を差し伸べられない方を参加させるにはどうしたら良いか。	○					○	地域福祉計画の策定を契機として、「地域における支え合い・助け合い」の意識が醸成され、良好な地域関係が構築されることをめざしています。その中で、地域の子育て支援者のネットワークが充実し、一人一人を救い上げていくことが理想的だと考えております。	福祉保健部 福祉総務課
10	10	地域の助けを必要としているお母さんと、元気なお年寄りや子どものお世話をしたいという人をうまく結びつけられないか。				○			平成16年に拠点センター内に開館予定の(仮称)子育て交流室では、子育て支援の関心を持つ人に対して、情報提供をしたり、組織化するなどのサービスの検討をしています。	福祉保健部 児童家庭課

11	10	生活扶助の実態はわからないが、受給者とボランティアについて提案。 軽労働など可能な場合、地域のボランティア、例えば公共の場所の清掃とかドッキングできないものか？				○			生活保護とは、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。能力活用とは、就労により収入(対価)を得ることです。年齢、健康状態に応じて能力活用をはかってもらうこととなります。軽労働が可能な場合は、その能力に応じて就労し、収入(対価)を得るよう努めてもらうこととなります。以上のことから生活保護制度におけるボランティアとのドッキングは困難であると思います。	福祉保健部 保護課
12	10	せっかく近くに秋田大学があるのだから、大学生も交えて何かできないか。	○			○			地域福祉計画を推進するにあたっては、ワークショップ(研究会)を継続して開催することとしており、今後は、学生も含めた世代ごとや、趣味の集まりごとのように、いろいろな場を用意し、参加しやすい会としたいと考えております。	福祉保健部 福祉総務課
13	10	朝市を週に一回くらい定期的に行いたいので、補助をお願いしたい。				○			地域のみなさんによるボランティア的な取り組みであれば、秋田市ふれあい福祉基金による補助制度の活用も可能と考えられます。	福祉保健部 福祉総務課
14	10	現在地域のボランティアグループで年6回ほど、高齢者の生きがいづくりサポートとして「ミニミニディサービスあがってたんせ」を開催して、会員と共にバスツアーやドライブ、趣味活動などの楽しい一時を過ごしております。 募集の際は地域の民生児童委員さんから地元の対象となりそうな方にお声を掛けていただいて参加していただいておりますが、参加者が固定化してきてることが問題になってきました。 そこで、情報を広く地域の方に知っていただくように、情報紙(地域だより)を1ヶ月に一回くらい(地域センターなどから)発行していただければと思います。 そうすることにより他団体の活動もわかりやすくなると思います。	○						地域センターやコミュニティセンターにおいてパンフレットやチラシなどの配布や地域団体に呼びかけなどは可能ですので、各センターにご相談ください。	市民生活部 自治振興課

生活課題一覧(11. その他暮らし一般)

分野	課題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局
		短期	中期	長期	短期	中期	長期		
1	11						○	<p>本市では、地域福祉計画のガイドライン(指針)において、3つ(①主体的なサービスの選択②公・共・私(公助・共助・自助)の責任と役割分担③社会参加と自己実現)の基本方針を掲げました。②の目標にもあるとおり、公・共・私の責任と役割分担を明らかにし、それぞれの協働によって、市民総参加による「支え合い」の社会がはぐくまれていくことをめざしてまいります。</p>	福祉保健部 福祉総務課
2	11						○	<p>既存の「秋田市保健福祉長期計画～けやきのまちのしあわせプラン」は、高齢者プラン、エンゼルプラン、障害者プランにより構成されておりますが、これらの計画は、対象となる人たちがそれぞれ別々にとらえ、そのうえで、行政サービスをどうやっていくのかということを取りまとめたものでした。新しくつくる「地域福祉計画」は、特定の人だけではなく、市民一人ひとりを対象に、行政による支援はもちろん、「地域」にスポットをあてて、ボランティアやNPOをはじめとする地域の多様な主体の協働によって、市民総参加の「支え合いの社会」をめざすものであります。なお、この計画づくりにあたっては、計画づくりも、計画の進捗状況のチェックも、計画の見直しも、市民のみなさんとの相談のうえで作業を進めていくこととしております。</p>	福祉保健部 福祉総務課
3	11						○	<p>地域福祉計画のワークショップ(研究会)は、今年度限りではなく、継続していきたいと考えており、地域の実情や、市民のみなさんのご要望に合わせて、テーマを絞った話し合いをするなど、柔軟に開催していきたいと考えております。</p>	福祉保健部 福祉総務課
4	11						○	<p>地域のみなさんのご協力をいただきながら、大きな予算をかけるということではなく、必要最小限の予算で、最大限の効果をあげられるように努力したいと思っております。</p>	福祉保健部 福祉総務課
5	11						○	<p>秋田市の人口は、西暦2000年の時点で、高齢者(65歳以上)1人に対し、生産年齢人口(15歳～64歳)は3.9人でした。将来的には、西暦2030年で、高齢者1人に対し、生産年齢人口は2.0人となる見込みです。この状況をしっかりと認識したうえで、今回の地域福祉計画の策定を契機として、これからの社会がどうあるべきかを、みんなで知恵を出し合って、じっくり考えていくことが何より重要であると考えます。</p>	福祉保健部 福祉総務課

6	11	世帯数の少ない町内ではありますが、Uターン組が多い関係上、一人暮らし世帯は少ない。あまり危機感を持っていないのか、これからの心配である。				○		高齢になることや将来への不安は、いつかは家族や自分が向き合うことになるもので、決して「他人事」ではなく、「身内事」でもあり「自分事」でもあります。そのような心配事の解決のためには、行政のサービスの充実はもちろん欠かすことはできません。それにプラスして、地域に暮らす人たちが、地域に暮らす仲間として、支え合い・助け合っていくことができれば、幸せな地域社会をつくりあげていくことができると考えております。現在の良好な地域関係を、将来に渡って維持・発展して下さるようお願いいたします。	福祉保健部 福祉総務課
7	11	ワークショップの今日初日にワークショップ趣旨説明でとっておきの生活課題を一つのこと案内の中で準備させておけば良かったのではないかと。「町内会」昔は隣組と言っていた。隣組のチームワーク作りをするにはどのような取り組みをしたら良いのか。				○		心配事の抽出については、事前にお問い合わせするという方法もあるかとは思いますが、それではアンケートと同じになってしまいますので、今回は、「地域福祉」という新しいテーマについてご説明した後、それを受けてみなさんがどのような考えをお持ちになったのかを確認させてもらうこととしたものですのでご理解下さい。なお、地域福祉計画の策定を契機として、よりよい地域関係の構築が図られることが理想的であると考えております。	福祉保健部 福祉総務課
8	11	これまで福祉は、手助けが必要な人は福祉を利用して欲しいと言ってきた。資料のびっくりデータの表現は、福祉を利用し税金を使うことが罪悪だという印象を受け、障害者に接している立場のものとしては、脅迫されている感じがする。				○		地域活動に尽力されているみなさんの力は、ふだんお金として換算されることはありません。そのひとつの目安として、地域の支え合いによって、地域に住む人たちが元気でいられる期間が長くなったらどうなるのかを試算してみました。介護保険制度で一番軽い「要支援」の方が利用できる支給限度額は、月額61,500円です。地域の支え合いの力によって、小学校区で仮に一人が「要支援」の状態にならないで元気でいられるとすれば、地域の力は、61,500×12か月×40区＝2千9百万円に換算されるとしたものです。また、町内会で一人と仮定すると、地域の力は、61,500×12か月×900区＝6億6千4百万円に換算されるとしたものです。地域福祉を推進していく上で、地域の力がどれだけ大きいのかをお分かりいただくための目安ですので、ご理解いただきたいと思います。	福祉保健部 福祉総務課
9	11	説明の中で行政が地域福祉に頑張ってもらおうと経費の節約につながるということは分かったが、あまり頼りにするのも良くないのではないかと。				○		本市では、地域福祉計画のガイドライン(指針)において、3つ(①主体的なサービスの選択②公・共・私(公助・共助・自助)の責任と役割分担③社会参加と自己実現)の基本方針を掲げました。②の目標にもあり、「公」である行政の守備範囲を明確にし、「共」である地域と、「私」である市民一人ひとりの責任と役割分担もお願いしながら、それぞれの力の結集によって、市民総参加による「支え合い」の社会がはぐくまれていくことをめざしていきます。	福祉保健部 福祉総務課
10	11	福祉の範囲をまちづくりまで広げすぎると、今までしてきたことができなくなり、かえって困るのではないかと。				○		地域福祉計画の策定によって、福祉で持つ領域を拡大するということではなく、さまざまな分野において、公・共・私の責任と役割分担を明らかにし、それぞれの協働によって、市民総参加による「支え合い」の社会がはぐくまれていくことをめざしているものであります。	福祉保健部 福祉総務課

11	11	管理職以外の人だけがワークショップに従事する趣旨を聞きたい。				○		現場のスタッフが、フットワークよく積極的に地域におじゃまして、地域のみなさんのお考えを直接聞かせてもらいたいと企画したものです。 市の管理職が地域におじゃまする形態は、従来から、「移動市役所」、「市民ミーティング」、「対話集会」等がございますので、同じようなスタイルの会ではなく、新しい試みとしてスタートしたものであることをご理解ください。	福祉保健部 福祉総務課
12	11	福祉振興のための「100人委員会」の設置について。 今回のワークショップは大変良いことである。一時的なものではなく常時できるよう「100人委員会」は出来ないものか？ ○○委員会、○○審議会等があるがそれはそれで必要である。 素人の一般の意見は常に吸収した方が良いのではないか？				○		今回のワークショップ(研究会)では、1回目の地域回りにおいて、1,000人をこえる市民のみなさんからご参加いただきました。今後は、さらに多くの方からご参加いただき、将来的には地域の自主的な会へと発展し、継続していければと思います。	福祉保健部 福祉総務課
13	11	このワークショップは大変良いことですが、若い人の参加も考え、彼らの声を聞いてほしい。				○		今回のワークショップ(研究会)は、町内会長をはじめ、日頃から地域活動に尽力されている方たちを中心にお招きしていました。今後は、世代ごとや、趣味の集まりごとのように、いろいろな場を用意し、参加しやすい会としたいと考えております。 このワークショップ(研究会)は、今年度限りではなく、継続していきたいと考えており、市民のみなさんのご要望に合わせて、テーマを絞った話しあいについても開催していきたいと考えております。	福祉保健部 福祉総務課
14	11	この会が住民主体と言いながら、陳情を述べる会という印象を受け、いかにも行政的で大変違和感を感じる。このようなスタイルで実施することは疑問である。				○		1回目のワークショップ(研究会)でお感じになられたことでしたが、この会は、今年度は2回開催させていただき、1回目は、心配事をお預かりすることをメインとさせてもらいました。ですから、たくさんのみなさんの心配事をお預かりするという目標は、ある程度達成できたと考えております。これをもとに、話しあいは、2回目にじっくりとすることとしております。 この会のあり方については、今後継続していく中で、みなさんとのご相談によって、柔軟に変化させていきますのでご理解下さい。	福祉保健部 福祉総務課
15	11	市役所内に住民からの情報を処理する部署を作り、解決して下さい。この場合は情報提供者の責任は問わないように				○		市に対する意見・要望等は市民相談室で受け付けております。	企画調整部 市民相談室
16	11	市町村合併によって公共料金が増えないこと。				○		行政制度等の調整にあたっては、平成15年8月8日に開催された第2回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会において、原則秋田市の制度に統一し、やむを得ない理由がある場合に限って、河辺町、雄和町に一定期間の不均一な取扱いを行うという基本的な方針が決定されています。 公共料金についても、この方針にしたがって鋭意検討を重ねているところでありますが、秋田市の制度に統一する方針で調整をはかっておりますので、原則として合併を直接的な要因に秋田市の公共料金を値上げすることはありません。	合併推進局

17	11	将来の生活が大変不安。年金は国民年金だけ。医療費は上がるばかり。介護保険料も上がるだろう。消費税もいずれは10%のようだ。やりくりできなくなってすぐ何でも値上げすることは、誰にでもできる。値上げではなく、無駄をはぶいてほしい。						○		社会構造の変化や市民ニーズの多様化に柔軟に対応できる行政経営を目指し、行政の役割・責任範囲の明確化と市民力の発揮による市民協働の推進を図り、将来的な市民の負担を極力抑制できるような行政改革に努めてまいります。	総務部 行政システム改革室
18	11	将来が不安である。現時点では市民憲章の制定を守りたいと思います。健康で豊かで暖かく明るくきまりを守り、環境が整備されきれいな街で教養と文化を高められるように生活したいです。						○		昭和36年に制定した市民憲章の理念は、現代社会においても受け継がれるべきテーマだと認識しております。地域福祉計画の策定にあたっては、そのような考え方を大切にしたいと思います。	福祉保健部 福祉総務課
19	11	地域福祉のあり方を考える場合、医療・年金・介護等は密接な関係にある。これらの情報についてかなりの知識が無ければ意見を出してくれと言われても難しい。次回はある程度の参考資料を提示してほしい。						○		福祉・医療・年金をはじめとする社会福祉・社会保障制度は、広範多岐に及んでおり、それらすべてを網羅した資料を提供することは困難であります。今後は、市民の皆様の心配ごとについて、テーマを絞ってじっくりと話しあいをしていきたいと考えております。地域の中で、そのような機会を設定していただければ、制度に精通した職員が積極的に伺いさせていただきますので、お声をかけてくださるようお願いいたします。	福祉保健部 福祉総務課
20	11	市役所ではボランティア休暇などは取れるのか。若い人が地域活動に参加しないのではなく「参加できない」というのが現状ではないか。職場のサポートがあれば、もっと若い人が地域活動に参加してくれるのではないかとと思うが、是非市役所で率先して実践してほしい。						○		秋田市では、特別休暇の一つとして、ボランティア休暇を制度化しており、暦年(1の年)で5日以内の期間取得することができます。また、職員が率先して地域活動に参加するよう意識啓発をし、職場での理解も得やすいような環境にしていくことも必要と考えております。	総務部 人事課
21	11	地域で何か事業をする場合に、市の職員に積極的に参加してもらいたい。市の職員はもっと地域の人とコミュニケーションをとって欲しい。						○		職員が率先して様々な地域活動に参加するよう意識啓発に努めてまいります。	総務部 人事課

22	11	人件費をいかに軽減するか(やれることは地域・自分でやる)ゴミ問題、清掃、植林作業(造園・園芸)、草刈り、事務処理	○						現代の行政サービスには、高度成長期のような、「あれも、これも提供」ではなく、限られた財源を有効活用するための「あれか、これかの選択」が求められています。そのような時代においては、「自らできることは行政に頼らず自ら行う」、協働の考え方が大切になってくるのではないのでしょうか。 本市においては、市民の方々と行政との役割の明確化が、これからの行政活動の鍵であると考え、第3次秋田市行政改革大綱の重点課題とし、その実現に向け取り組んでいくものですが、公共サービスの担い手は行政だけではないという基本的な認識のもと、市民参画や、協働によるパートナーシップの構築などをおして行政の役割分担を見直し、結果として、行政コストの削減につなげていくことが必要であると考えております。	総務部 行政システム改革室
23	11	市職員の給与を下げても良いのでは。						○	秋田市をはじめとする地方公務員の給与は、人事院勧告に準じて給与改定を行っております。人事院勧告の状況については、国の経済状況や民間企業の経営状況を反映し、5年連続で年収引き下げの勧告となっており、秋田市におきましても5年連続で年収を引き下げしております。	総務部 人事課
24	11	市の行政サイドで考えた場合別々であっても、市民の目では、福祉と医療、介護は一緒のものであり、縦割りの障害をなくして考えてほしい。						○	多様化する市民ニーズに対応するためには、その業務における専門性を確保する必要があることから、例として福祉と医療・介護はそれぞれ専門の担当課を設ける必要がありますと認識しております。 しかし、ご指摘の通り、その専門性が縦割りの弊害を生ずることもあることから、類似・関連する施策や業務を一体的に実施できる組織体制や、情報の一元化による事務手続きの簡素化などを、市民の目線に立ちながら、今後検討していくべきと考えております。	総務部 人事課 行政システム改革室
25	11	地域福祉計画の策定のために、この会を反映したいということだが、参加者が意見交換をするだけでなく、今までの事業にいくらお金がかかっているのか、予算、決算を示して欲しい。広報等でも伝えていると思うが、どうせやってくれるなら、中味をすっぱり見せて、この分頑張っていることを示してくれたほうが良い。						○	行政計画の策定にあたっては、財政事情や財政計画も十分に考慮したうえで行っております。また、秋田市ホームページにおいて、事務事業評価等による各種事業の進行管理を行っており、これについては広く公表しております。 また、地域福祉計画の中で、市民のみなさんが関心の高い分野について、それにかかる経費をわかりやすくお伝えしたいと思います。	企画調整部 企画調整課 福祉保健部 福祉総務課

26	11	外来語をもっとわかりやすくして伝えてもらいたい。誤解が生じないように、表記について今後検討してもらいたい。				○			広報誌でのカタカナ語の使用については、一般的になじみのない言葉はできるだけ使用しないようにするとともに、わかりにくい言葉には説明をつけて掲載しています。今後も、カタカナ語については、より注意深く吟味して使用していきます。	企画調整部 広報課
27	11	最近行政が創る計画にはカタカナ施策が多すぎる。日本語で書いてほしい。「ここは日本国である」ことを忘れないように！				○			なるべくわかりやすい表現を心がけ、カタカナ語を使う場合には、かっこ書きで日本語を併記するように心がけます。日本語のみにしてほしいというご意見も多く寄せられていますが、制度としてカタカナ語になっているものもありますのでご理解下さい。	福祉保健部 福祉総務課
28	11	以前は「市長ホットライン」で市長と直接話することができたが、そのような取り組みはもうやらないのか。				-	-	-	「市長ホットライン」は前市長の公約で実施していたものであり、平成13年度をもって廃止しております。新たに「市長ホットライン」に替わるものは現在のところ考えておりません。	企画調整部 市民相談室
29	11	秋田市の借金。 今いくらありますか？ 市民一人当たりいくらになりますか？ どのようにして返していくつもりですか？ 借金をこれからも続けるのですか？				-	-	-	平成14年度決算における秋田市普通会計の、いわゆる「借金」である市債の残高は、約1,369億6,436万5千円となっております。これを秋田市の平成15年3月31日の住民基本台帳人口で割りますと市民一人当たり43万7,803円となります。この「借金」の返済は、公債費として毎年一定規模を予算計上しており、この金額の割合が秋田市の財政規模に比較して過大とならないように、毎年の借入額については精査しております。 なお、この「借金」のほとんどは、道路施設や学校施設などを建設するための財源となるものであり、建設にあたり一時的に多額の費用がかかることや、数十年にもわたって使用されますので返済にあたっては各世代の方たちの負担により賄われていくことが基本であると考えていることから、今後とも適正な管理のもと、必要な建設事業については市債、いわゆる「借金」を起こすことは必要であると考えております。	財政部 財政課

30	11	高齢化が進む中で、これまでの福祉政策事業を進めていくと、あと何年くらい財政的に保つものですか？それに対して市当局はどのように考えていますか？				○			行政の予算は、単年度ベースであらゆる分野の割り振りが決められますので、福祉部門にかかる経費が将来にわたって一定ということではありません。ひとついえることは、高齢化がますます進行する中で、これまでの仕組みを続けていくとすれば、そこにかかる経費も増え続けてまいりますので、財政的に厳しい状況になることが予想されます。	福祉保健部 福祉総務課
31	11	年々固定資産税が高くなるので大変。土地の値段が安くなっていくのに、税金だけ上がるのはどうしてか。				-	-	-	固定資産税の土地の税額は「課税標準額×税率」で求めますが、地方税法により課税標準額は、国が定めている地価公示価格の7割になるよう調整されています。このことにより、課税標準額が地価公示価格の7割まで追いついているところは、土地の地価の下落分に応じて税額を引き下げています。一方、課税標準額が地価公示価格の7割に達していない土地については、課税標準額を地価公示価格の7割に徐々に引き上げていく仕組みとなっており、そのような土地は緩やかに税負担が上昇することとなります。そのため、課税標準額が地価公示価格の7割に達していない土地の場合は、土地の値段が安くなっても固定資産税が少し上がることがあります。	財政部 資産税課
32	11	休耕地になっても固定資産税だけ取られているのは理解できない。				-	-	-	固定資産税は、固定資産を所有する方にその資産価値に応じて、広く負担をお願いしている税金であり、現在所有されている土地が休耕地であっても、固定資産税は課税されることとなります。	財政部 資産税課
33	11	年金生活で、固定資産税の納税が大変。				-	-	-	固定資産税は、土地、家屋、償却資産を所有する方にその資産価値に応じて、広く負担をお願いする税金です。収入が少ないなどで納税が困難な場合は、納税相談のうえ、徴収猶予、納期の延長、分割納付の制度があります。また、収入が著しく減少したことにより生活が困窮し、上記の方法などによっても納税が困難な場合には、減免になる場合もありますので納税課、資産税課にご相談下さい。	財政部 資産税課

34	11	高齢者に対して適用される税の優遇措置はありませんか？				-	-	-	<p>所得税と市・県民税において、その年の1月1日以前に65歳以上になったかたは「老年者」に該当し、</p> <p>①年金収入を所得に換算する場合、65歳未満のかたに比べて有利な計算式になります。</p> <p>②その結果、合計所得が125万円以下の場合、市・県民税は非課税となります。(65歳未満は31万5千円以下)</p> <p>③また、課税となる場合でも合計所得が1000万円以下であれば、老年者控除(所得税50万円・市県民税48万円)を受けることができます。</p> <p>※上記は平成16年1月現在の制度であり、平成16年度の税制改正により変更される予定です。</p>	<p>財政部 市民税課</p>
35	11	秋田市では税金・補助金等の入金は農協・銀行等と指定され郵便局は入っていない。豊岩に住んでいる私たちは新屋の農協まで行かないといけないので大変不便である。郵便局も秋田市の金融取扱い機関にして下さい。						○	<p>現在、郵便局は秋田市の公金取扱金融機関として登録しており、自動払込(口座振替)による利用が可能となっています。</p> <p>市では、税金等の公共料金の支払いを一度手続きすれば、忘れたり、窓口に行くこともなく、郵便局も利用出来る、便利で確実な口座振替(自動引き落とし)による納入を推奨しています。</p> <p>市民の皆さんに納付書を発行する場合は、基本的に納められてから速やかに市に収納できる機械処理用の納付書の発行となりますが、郵便局の納付書は銀行等と共通して利用できる様式にはなっていません。そのため一般的に多くの本・支店を持つ銀行等の納付書様式により、お願いしているところであり、2種類の納付書を作成、送付することは出来ませんのでご理解願いたいと思います。</p> <p>なお、郵便局の窓口納付でなければならない特別な理由がある場合は、税金等の担当課で郵便局用の納付書を発行している場合もありますのでご相談ください。</p>	<p>収入役室 会計課</p>
36	11	中央道路建設や大きな箱物には金をかけているが、福祉など目に見えないところにはあまりかけていないのでは。						○	<p>平成15年度の一般会計当初予算に対して、福祉部門の占める割合は、22.6%であり、他の分野に比べて最も大きい予算配分となっていることをお知らせします。</p>	<p>福祉保健部 福祉総務課</p>
37	11	携帯電話の普及に伴い町の中から公衆電話が消えつつあり、老人達は携帯電話を持たない人も多く日常困ったという声も聞く。				-	-	-	<p>公衆電話に関する要望・相談等は、NTTへお問い合わせください。</p>	<p>企画調整部 市民相談室</p>

38	11	手形山近辺にある郵便ポストのそばで、切手・ハガキを買うことができません。 是非ウェルマートやホームマックの近くで人の出入りが多い場所にポストを設置してもらいたい。								-	-	-	ポスト設置等については秋田市が関与できない問題であり、町内会等で検討のうえ、地域住民の総意として直接郵便局に要望くださるようお願いいたします。	企画調整部 市民相談室
39	11	確定申告の時期がせまって参りましたが、高齢介護者で障害者の場合、申告の書き方が疑問。(ケースによって違うでしょうが・・・)								-	-	-	所得税の確定申告は各税務署で、また市・県民税申告は市役所市民税課でそれぞれバリアフリーの特設会場を設けて申告相談を受け付けています。日時、場所を電話や広報紙等でご確認のうえお気軽にご来場ください。また、会場に来ることができないかたについては郵送での申告も受け付けております。どうぞ、ご利用ください。 高齢者(65歳以上)で、なおかつ障害者(特別障害者を含む)の場合、所得税の確定申告書や市・県民税申告書にその旨を記載することで、老年者控除と障害者控除(特別障害者控除)を合わせて受けることができます。	財政部 市民税課
40	11	住居表示によって地区が変わった。平成13年10月1日、牛島字宍谷地地番が榎山地区に異動し、交番以外は牛島地区である。交番の管轄も変えて、事故・事件その他の届出が不便にならないようにしてほしいものである。	○										1か所の交番が管轄している範囲は複数の所在地でありますので、地域の名称が変わったことで不便となることはないと考えますが、交番、駐在所の管轄範囲は各警察署で定めていますので確認してください。	市民生活部 自治振興課
41	11	交番設置を早急に！	○										御所野地区において不審者が出没しているとのことで、中央防犯協会四ツ小屋支部のみなさんが地域内や通学路のパトロールや録音テープで街宣活動により防犯の呼びかけを随時行っております。なお、管轄の交番は四ツ小屋駐在所ですが、交番の設置などに関しては警察へ確認、相談してください。	市民生活部 自治振興課

42	11	地区内で若い男性に小学生が刃物を突きつけられたという事件があった。どう子どもたちを守っていくかを考えたとき、地域には元気な60代の人がたくさんいるのだから、ボランティアとして学校内外のパトロールをすとか、子どもたちと会話するなど防犯の仕組みを作ることが効果があると思う。	○							各地域のみなさんにより防犯協会の支部が設置され活動されており、ただ警察に頼るのみではなく、地域として犯罪は見逃さないという意思表示を地域内外に示していくことが防犯につながるものと思います。ご提言のように地域の防犯のしくみを構築することで、地域の交流も生まれ、結果として地域の活性化に寄与するものと考えます。	市民生活部 自治振興課
43	11	近所に40代位の男性がいるのですが、何の職にも就いてなく町内をポーッと歩いたり女学生の通る時間にその辺りに立っていたり、寒い冬に半袖の下着でいたり…。何となく町の人達が不安を抱くような人なので、このような人を何とかしてほしい。					○			「何となく周りの人が不安を抱く」という理由のみで、行政が何かしらの措置を行うことは難しいですが、明らかに地域住民等に対して迷惑行為が予想される場合は、ご相談下さい。	保健所 健康管理課
44	11	小学校近くによく不審者が出ると言われています。季節は春～夏でした。	○							防犯活動は、第一義的には警察の業務ではありますが、警察のみで対応することは物理的に困難でありますので、地域のみなさんの協力が不可欠と考えます。各地区には防犯協会の支部が設置され、地域のみなさんが日頃の防犯活動に取り組まれていますので、ご協力をお願いします。なお、不審者を見かけた場合はすみやかに警察にお知らせください。	市民生活部 自治振興課
45	11	当地区でもいつテレビ等で伝えられてる児童が関係した事件等が起こるかわからない。先日行われた合同運動会のような地域・学校・行政をも一体となった行事や今回のようなワークショップを定期的開催することでお互いを理解し協力し合う体制を作り出していけるのでは？	○							警察の交番や駐在所の管轄にあわせ、各地域のみなさんにより防犯協会の支部が設置され活動されております。おっしゃるとおり地域の中で町内会や各種団体などを含めた交流が促進されることにより、さまざまな団体の活動も理解され、協働で問題に対応していく体制が作り上げられるものと考えます。	市民生活部 自治振興課
46	11	大町五丁目周辺は繁華街でいつもにぎわっている反面、治安が悪く困っている。最近朝の早い時間帯にいたずらが多い。以前、交番に深夜から朝方にかけての巡回指導をお願いしたが、地域で解決してほしいとの返答でがっかりした。行政側が警察との連携を図りどうにかできないものか。	○							防犯活動は、第一義的には警察の業務ではありますが、警察のみで対応することは物理的に困難でありますので、地域のみなさんの協力が不可欠と考えます。各地区には防犯協会の支部が設置され、地域のみなさんが日頃の防犯活動に取り組まれていますので、ご協力をお願いします。	市民生活部 自治振興課

47	11	中通6丁目は、暴力団(山口組)の事務所があるという、他の地域との差があることを市で認識して欲しい。第2、4日曜日の朝、シュプレヒコールをやっているが、参加者の減少、メンバーの固定化で、閉塞感が出てきている。							○	○	現在、暴力団事務所が所在しているのは同地のみですから、重点地区としております。こうした活動は地域住民が継続して行うことに意義があるので、これからも協力しながら継続していきたいと考えております。	市民生活部 自治振興課
48	11	若い人達の市内(旧市内への)住居移転について良い方法はないか？							○	○	個々人の生活環境、価値観、考え方によることですので、直接的な方法は考えられませんが、長期的な視野にたち、行政と住民の両者が住みよい地域づくりに努めていくしかないと思います。	市民生活部 自治振興課
49	11	地域は環境もコミュニケーションも他よりも良いと思う。しかし、若者がいない。その解決のために地域の良さを生かすようにしてはどうか？							○	○	地域の良さをアピールし、若者が定着できる基盤をつくるためにも、そうした地域活動を継続発展くださるようお願いいたします。	市民生活部 自治振興課
50	11	若者が地域からでていってしまうという問題を解決するには、まず職場不足の解決が必要だと思う。								○	若い世代を含めた雇用の場の確保は、市勢発展にとって重要な課題です。市としては、新たな雇用の場の創出のため、企業誘致や新規創業の促進を積極的に進めております。最近の成果としては、コールセンター業務(商品の問い合わせ等を受付ける業務を企業から受託して行う)を主に行っている㈱プレスステージ・インターナショナルの誘致に成功し、本年10月より西部工業団地で操業が開始されております。このことにより、現在約200名の新規雇用が生まれており、将来的には1,000名規模まで雇用が拡大することが見込まれております。引き続き、安定的雇用の場の確保のため、企業誘致や新規創業の促進に努めてまいります。	商工部 工業労政課

51	11	悪徳商法から守って欲しい。	○			○			すぐに秋田市消費者センター(866-2016)へ相談してください。解決のための助言や業者との交渉を行っています。また、悪質商法や契約トラブルの未然防止として、地域への出前講座や広報あきた、FM秋田を通じて毎月情報提供を行っていますのでご活用ください。	市民生活部 生活課
52	11	一人暮らしの高齢者(女性)宅に電話で「あなたが選ばれました」ということで、皇室の写真を送られたそうです。あまりに突然で、自分の出身校の名簿など、どのようにして業者の手に渡ったか、とても気持ち悪いとのこと。その方は、近くの配達店へ駆け込んで、事情を説明し、宅急便で送られた品物には手をつけず、その場で受け取り拒否をして難を逃れたと言っております。名簿類はどのようになっているのですか。	○			○			秋田市消費生活センターへの相談事例によると、業者は叙勲者の新聞記事、退職者名簿、同窓会名簿、死亡広告などをもとに個人情報を入手しているケースがありました。また、懸賞応募やアンケートへの回答など自分から個人情報を流している場合もあります。様々な方法で個人情報が流れている現在、せめて自分から発する場合だけでも慎重にしたいものです。あやしい電話や手紙がきた場合は秋田市消費者センター(866-2016)にご相談ください。	市民生活部 生活課
53	11	最近あの手この手の訪問(販売)が増えてきており、高齢者だけの問題ではなくなっていると思う。今まで戸締まりをしたことがなかったが、今は恐くてならない。特に、宗教や物売りに悩んでいる。	○			○			訪問販売は、不意打ち的な要素が強いためトラブルになるケースが多くなっています。簡単に業者を家に招き入れないこと、玄関に「訪問販売お断り」などの張り紙も有効です。また、防犯のためにも戸締まりはきちんとしましょう。訪問販売などで納得できない契約してしまった場合は、秋田市消費者センターへ(866-2016)ご相談ください。	市民生活部 生活課
54	11	福祉回覧で少しでも協力しようと物を買おうと、後で注文した会社からひっきりなしでパンフレットなどの注文を取るためのものが来る。これを何とかしてほしい。	○			○			通信販売のカタログやパンフレットが送りつけられて迷惑している場合は、「受取拒否」をするか「今後は送らないで欲しい」などの意思表示を書面に記して相手へ送ることも有効です。	市民生活部 生活課

55	11	あきらかに悪徳商法とわかかっていても警察等に通報しなければいけないか？ハガキで「最後通告」と題し債権回収を装い金銭を支払えというもの。 ・相手の電話番号は携帯電話のみ。 ・会社名は明記しているが実在しないもの。 ・そのようなハガキが来ても連絡してはならない。 ・相手から電話が来ても取り合わない等の対処をする。	○						被害の拡大を防ぐためにも警察および消費者センターへの通報は必要です。市としても通報を受けて警察と連携して対応するとともに、広報等を通じ啓発しております。地域においても悪質商法について話題にすることにより被害の防止につながるものと考えております。また、地域の要請があれば、悪質商法等について出前講座をしております。	市民生活部 生活課
56	11	高齢者への路上(押し付け?)販売が多いが現場に行くなとも言えず、見ているとヒヤヒヤする。	○						広報等への記事掲載や、地域の高齢者学習会等に講師を派遣したり、各地区の消費生活推進員を活用するなどして悪質商法について啓発を行い、被害の防止・救済に努めております。また、地域においては、高齢者に対して、怪しい商法には「行かない・場所を貸さない・誘わない」など声をかけていただきたいと考えております。	市民生活部 生活課
57	11	交通マナーが悪い。 1. 中学生などが歩道の幅いっぱい横一列に並んでいて、他の通行者が来ても避けてくれない。 2. 車道を自転車も歩行者も、まるで歩行者天国のように通る人がいて危険。 3. 車の運転のマナーが悪い。					○	○	現在のところ交通安全教室については、市・警察・学校がそれぞれ実施しておりますが、今後も関係機関と連携を深め、交通安全教育の在り方を再考してまいりたいと考えております。なお家庭及び地域においても、積極的に取り組まれることを期待しております。	市民生活部 生活課
58	11	夕暮れの中・高校生などが自転車を無灯運転しているので危険である。					○	○	交通安全のため、朝夕の街頭活動を実施している交通指導員に要請し、指導啓発活動を強化しております。	市民生活部 生活課
59	11	地区では道路も出来ているため、年々交通事故等が多発している。子供・老人が巻き込まれることが多くなると思われますので、警察等の横の連絡等をお願いしたい。					○	○	交通事故防止のためには、警察や自治体による指導のみならず地域ぐるみでの活動が不可欠であります。本市といたしましても警察等関係機関との連携強化に努めてまいりますが、地域のみなさまのご協力もお願いいたします。	市民生活部 生活課

60	11	高専団地に住んでいるが、車を路上に置くのを何とか止めてほしいと思うが、会長が注意をしないので困っている。	○						駐車禁止規制がされている場所であれば本市から警察に、取り締まり要望を行うことも可能ですが、地域の問題として取り組むことも必要であると考えております。	市民生活部 生活課
61	11	共働きが多くなってきている昨今、企業にも福祉について学習してもらい反映させてほしい。 (例 職場のタバコ、育児休暇等)					○		企業における育児休業の取得や福祉等の職場環境の整備については、事業主や働く方々の理解が必要であるため、今後とも企業に働きかけてまいります。	商工部 工業労政課
62	11	シルバー人材センターを利用したいときなど、いつもいっばいで利用できないことがある。何かお願いしたいことがある場合など、御所野地区内にシルバー人材センターとの連絡調整を行う支部があったら便利だと思うのだが。					○		シルバー人材センターには年間1万件以上の多くの依頼があり、会員や日程を調整してご要望にお応えしております。御所野地区への支部設置については現在予定しておりませんが、今後とも利用される市民のかたのご希望に添うよう努めてまいりますので、お気軽に当センターにお問い合わせください。	商工部 工業労政課
63	11	秋田の伝統である竿灯祭りだが、他県の観光客だけでなく、地元の高齢者ももっとゆっくり訪れることができるような環境づくりはできないものか。					○		竿灯まつりをご覧頂くには観覧席または沿道(歩道)での観覧となりますが、基本的に1カ所でご覧頂けるのは観覧席だけであることをご理解ください。ご質問の「ゆっくり訪れる」とは雑踏を避けてと解しますが、沿道はあくまでも歩道であり、そこに特別なスペースを設けることはできない状況であります。以上ご推察のうえ、比較的安全かつゆっくりと観覧できる観覧席において竿灯をお楽しみ頂きますようお願いいたします。	商工部 商業観光課
64	11	秋田市竿灯会は町内があつて初めて町内の紋を使うのだと思っていますが、寺町2区は竿灯会から「町内は関係ない」と言われ町内会長にも連絡をもらえない。竿灯は伝統文化でありますが、このような形では長続きしないと思います。商工企画課?等の担当の課から指導のようなことはできないのだろうか?	○						基本的に町内の問題に行政が介入するのは難しいと考えますが、秋田市竿灯会、各町内竿灯会においては、地元住民とも連携をとり、竿灯まつりを盛り上げるべくお願いをしているところであります。	商工部 商業観光課
65	11	白山地区には、佐竹義宣公の頃に造られた大事な銀山跡があるので看板等を立ててもらえないか。坑道も残っているし、観光資源になるのでは。					○		現在、秋田市内における観光資源の掘り起こしを行っております。その調査実施後、検討してまいります。	商工部 商業観光課

66	11	子育て年代の人を地域に呼ぶため、地価の高い中心部にマンション建設をすることは良い方法だと思われるが、これはまた都市景観問題などの兼ね合いもあり難しいことである。高層建築物に関するうまい妥協案を探る必要があるのではないか。条例の制定など行政と地域との協調方法はないか。			○				まちづくりは、そこに住む人、働く人、また、それらの人の交流を通じて、形成されるものであり、マンションについても、実際に需要があることから、まちづくりの要素の1つであると認識しております。 マンションの是非も含めて、市民が主体となり、地域の実情を勘案したまちづくりのルール(地区計画、建築協定等)を作っていくことも可能であり、市としては、できる限り、そのお手伝いをすることとしております。	都市整備部 都市計画課
67	11	泉地区は市の中心部にあることから最近マンションの建設が進んでいる。今後、日照権(テレビ障害)等の問題も懸念されている。将来は老朽化による管理上の問題も発生することも考えられている。	○			○			日照権については民事に関わることで、市がこれを扱うことは出来ません。 都市計画法で定めた商業地域、工業地域、工業専用地域を除いては、建築基準法で日影を規制する条項があり、周辺に与える日影について制限をしております。 加えて市では「秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を定め、建築確認申請の前に建築主側が近隣住居者に対し計画建築物の概要のほか、安全対策の概要、日照への影響、テレビ放送電波の受信への影響及びその対策さらには周辺の生活環境に及ぼす影響及びその対策について説明することになっております。その後、それをまとめた近隣説明等報告書を提出すべき旨も定められており、これより事前に日影や電波障害等に関するチェックをしております。 また、建築物の維持管理については建築物の所有者及び管理者がすべきものであり、市が直接的に市有建築物以外の維持管理をすることはありません。 しかし、老朽化等により住民の皆様から危険と思われる建築物の情報がある場合は、その当事者に対して適正な建築物の維持保全に努めるよう指導をいたしております。	都市整備部 建築指導課
68	11	空き家、空き地があり、雑草の処理や荒れ放題の空き家が危険ですのでその対処を市でお願いしたい。	○						空き家であっても、所有者に財産上の権利があることから、市が個人の財産を管理することは不可能であります。しかしながら、空き家の状態が長期に亘り、建築物の老朽化が顕著であり、安全性が危惧される場合は、建築基準法に基づき、当該所有者等に対して、その建築物を常時適法な状態で維持保全に努めるよう指導を行っているところです。その結果、所有者より対処方法等が示された場合は、その旨お伝えもするようにしております。	都市整備部 建築指導課
69	11	最近地域の公衆浴場が廃業になりました。高齢の利用者にとっては大変不便で、近くのふれあいセンターを利用するにも浴場が狭く、また一部の者が占領しているのもっと気軽に利用できるようにならないのか？				○			ふれあいセンターの浴場については、どなたでも自由にご利用できます。近年、利用者が増加しており、混み合うこともあります。利用回数に上限を設ける等、何らかの制限を設けることは現時点では考えておりません。浴場の利用時間は、夏期は10時から4時まで、冬期は10時から3時までとなっていますので、お気軽にご利用ください。	福祉保健部 福祉総務課

70	11	核家族化で若い者が都市部に出ていく。同居するような施策がほしい。	○			○			三世代家族などであることによってたくさんのメリットが期待できますが、現実には、住宅事情・嫁姑問題・生活習慣の違いなどからか、核家族化はますます進んでおります。三世代家族は日本の伝統的家族形態としてひとつの理想形ではありますが、三世代家族ということに固執するだけでなく、三世代と同じような役割について地域全体の人で補い合うというような、「地域の力」の結集も重要だと考えております。	福祉保健部 福祉総務課
71	11	現在の生活保護の認定に不満がある。保護を受けている人は、働けば減額されるので、働かずに酒を飲んで遊んでいるようだ。そういった者たちを何故放っておくのか。				○			生活保護制度では、年齢、健康状態に応じて、能力活用(就労)をはかってもらうこととなっております。保護費は国の決めた保護基準(最低生活費)に基づき決定されております。就労して得られた収入は、勤労収入として認定され、保護基準に不足する分が、保護費として支給されております。なお、勤労収入については金額に応じて基礎控除が認定され、勤労収入全額認定されるわけではありません。稼働能力があるにもかかわらず、働かずに飲酒している場合は、就労指導、生活指導を行い、指導指示に従わない時は保護の停止、廃止をしております。	福祉保健部 保護課
72	11	高齢であるためか不況のためか仕事がなく、生活に困っている方が多くなってきている。このような方々のためにも、市の保護課が、生活保護の手続きについてお知らせする機会があれば良い。				○			当課では随時相談に応じております。また、市内には609人の民生委員・児童委員が、地域住民の福祉向上のために活動を行っております。生活保護についての相談にも応じておりますので、ご相談ください。	福祉保健部 保護課
73	11	生活保護の認定について、申請者の話だけを信じて甘い判定にならないよう、十分に調査してほしい。				○			保護の決定に関しては、関係機関に十分な調査を行っており、預貯金や活用資産などある場合においては保護の適用をしております。今後も関係機関の協力を得ながら適正保護に努めてまいります。	福祉保健部 保護課
74	11	高齢者と成人男子が暮らしている世帯がありますが、男子の方が引きこもり無収入です。そういう方の救いの方法はないものでしょうか？				○			「ひきこもり」は 要因や背景といった点で多様性が見られるため、「ひきこもり」に有効な対応策を一概に示すことはできませんが、秋田市では個々の状態に応じ相談・訪問支援を行っており、秋田県精神保健福祉センターなど関係機関と連携をとることにより、総合的な支援に努めております。また、無収入のため生活に困窮しているようであれば、生活保護制度があります。生活保護制度は、世帯単位を原則としておりますので、世帯員の年齢、人数に応じてその世帯の最低生活費が定められています。詳細については、保護課に面接相談員がいますので、必要に応じてご相談においでください。	保健所 健康管理課 福祉保健部 保護課

75	11	大字別の年齢人口の内訳として、町内会ごとの集計はありますか？				-	-	-	町内会は任意の線引きですので、正確な統計数値は持ち合わせておりません。なお、地域福祉計画の中で、大字別の数値のほかに、小学校区ごとの数値をお知らせしたいと考えております。	福祉保健部 福祉総務課
76	11	現在の住所表示は長く面倒だ！通称の住所名に変更したいが出来るか？				-	-	-	住所の表示には、それぞれの土地の風土、成り立ちなどといった意味があり、由緒あるものと考えております。住所の変更については住民の総意が必要なことや変更手続に伴う負担も発生してまいりますので現在のところ、住居表示実施予定地区以外の住所変更は考えておりません。	市民生活部 自治振興課
77	11	公的土地の事。(新城川) 土地に異常に執着している人が川の砂だまりに果樹を植えた。誰も見ていないふりをしていたのだが、本人が陰でブツブツ言っている。何かその土地にしたらその土地は本人の物になるのだろうか？ このような場合、調査する人からその当人に問いただす方法はないのか？同じ町内では誰も口出し出来ないものですかから・・・。 なお、「もう少し詳しく」や「これを書いた人は誰だ？」とかと聞かないでほしい。				-	-	-	河川については秋田県河川砂防課が管轄しておりますので、そちらへご相談ください。	企画調整部 市民相談室
78	11	共同募金のあり方に不信を持っています。何事にも通じることでしょうが、見直しをすることも必要ではないか？				-	-	-	共同募金は、昭和22年に戦後の荒廃した社会の中で「たすけあい・自助」の精神を基調として生まれたもので、社会福祉協議会の誕生と深いつながりをもっているものです。また、この共同募金は、社会福祉法第112条に基づいた、全国画一の制度となっております。少子高齢化への急速な進展に伴い、様々な課題が山積しておりますが、共同募金は時代の要請にいち早く対応でき、きめ細かい地域福祉活動や在宅福祉活動を支える財源として大きな役割を果たしております。今後ともご理解ご協力をお願い申し上げます。	社会福祉協議会

79	11	赤い羽根について。 10年以上奉仕員をしていて毎回疑問に思っているのですが、600円以上の寄付になっているけれど、毎年600円か千円と決まっているので一律800円とか出来ないものだろうか？				-	-	-	赤い羽根は「計画募金」という制度をとっています。これは、次年度の事業に対して赤い羽根の配分金をいくら使うかという計画に基づいてそれぞれの地区ごとに目標額を設定し募金運動を展開するものです。各世帯ごとの「目標額」については、その地区の目標額を地区の世帯数で割って算出してお願いしています。何卒ご協力をお願いいたします。	社会福祉協議会
80	11	社会福祉協議会の会報の中の決算報告書があまりにも簡単で理解に苦しむ。				○			平成9年度から社協だよりに収支決算書を掲載しております。かつて、詳細に掲載(当初予算、補正予算、予算現額、決算額、比較増減)したところ、「あまりにも専門的すぎてわからないので、もっと簡単にしてほしい」とのご意見をいただきました。また、平成12年度決算から、厚生労働省からの「社会福祉法人会計基準」に移行することとなったこともあり、事業ごとの収支決算方法となったものです。詳細については、当会で情報開示しておりますのでよろしく願います。	社会福祉協議会
81	11	社協にお聞きしたいのですが、生活福祉資金についてですが、何を基準にして貸し出ししているのか？ 私が担当している人で、家の改築資金が足りないために困っている人がいたのですが、八橋の社協にお願いに行ったら借りることが出来なかったとのこと。でも、その人より生活にゆとりがある人でも借りているので基準がよくわかりません。				○			生活福祉資金は貸付の対象に低所得者世帯という条件があり、世帯の収入の合計額が生活保護基準の1.5倍～1.7倍を目処にしております。住宅資金は、改築計画が明示されないと受けられません。また、借入者が所有者でない場合は持ち主の委任状が必要となります。 また、申込をする場合は、連帯保証人が必要であり、借入者の年齢により連帯借受人を要する場合もあります。	社会福祉協議会
82	11	県社会福祉会館内に4つの身体障害者の会があり、町内会でチラシの配布を依頼される。福祉という名で電話が来るため断れない。同じような内容で4つのチラシがあり、市でチラシを統一して欲しい。				○			民間の自主的な取り組みであり、市で統一することは考えておりませんが、迷惑がかかっているということであれば、先方にご連絡いたしますので、具体的にお知らせください。	福祉保健部 福祉総務課
83	11	困り事は風の強い時、向かいの駐車場の砂がもろに飛んできて、自分の車やサッシに降りかかることです。	○						砂が飛ぶ原因が特定できるのであれば、飛砂防止策について当事者間の話し合いで解決していただくこととなりますので、よろしく願います。	企画調整部 市民相談室